

# 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申

## 目 次

	ページ
I 目黒区男女平等・共同参画審議会 答申・・・・・・・・・・・・・・・・	I- 1
資料 1 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I-56
資料 2 検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I-57
資料 3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・	I-58

令和5年9月29日

目黒区長 青木 英二 様

目黒区男女平等・共同参画審議会  
会長 神尾 真知子

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を  
推進する計画の進捗状況の評価について（答申）

令和5年6月8日付け目総権第397号で意見を求められた標記の件について、本審議会  
会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以 上

# 第1章 基本的な考え方

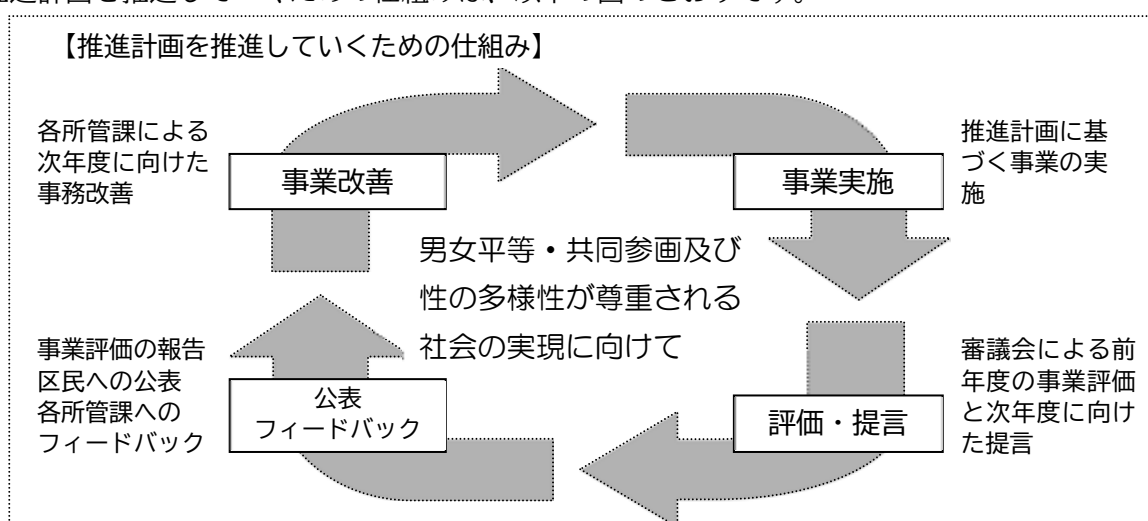
## 1 本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第14条第2項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は推進計画が実施された平成16年度から行っており、本答申は令和4年度から実施されている推進計画（四期目）の令和4年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、令和4年度から実施されている推進計画において新たに設けられた「分析の着眼点」については、「*New*」という表記をしました。

## 2 事業評価の方針・方法

第2章の「Ⅰ 評価の方針」「Ⅱ 評価の方法」により事業評価を行います。評価に当たっては以下の点に留意しています。

- ① 事業評価をわかりやすく示します。  
★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。
- ② 客観的な評価に努めます。  
数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告や区民意識調査報告等に基づいた分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。
- ③ 事業に対する改善点などを提言します。  
各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

## 3 事業評価の対象－関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対象としました。なぜなら、関連事業も条例で目指す社会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

#### 4 結語

条例第4条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第4条及び第14条2項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけでなく、区全体の所管課が一丸となって推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進されると確信しています。

### I 評価の方針

#### 1 基本的な考え方

推進計画の実施期間である令和4年度から令和8年度までの間、毎年度の事業実績とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）等に基づいて、客観的に行うこととします。

#### 2 評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

#### 3 主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目2-3 子育て支援の充実」の「施策の方向① 多様な子育てサービスの充実」は、子育てサービスを必要とする子どもに対する児童福祉の充実が主たる目的ですが、同時に、多様な子育てサービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすこととなりますので、関連事業と位置付けられます。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

#### 4 中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記3に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

#### 5 大項目としての総括

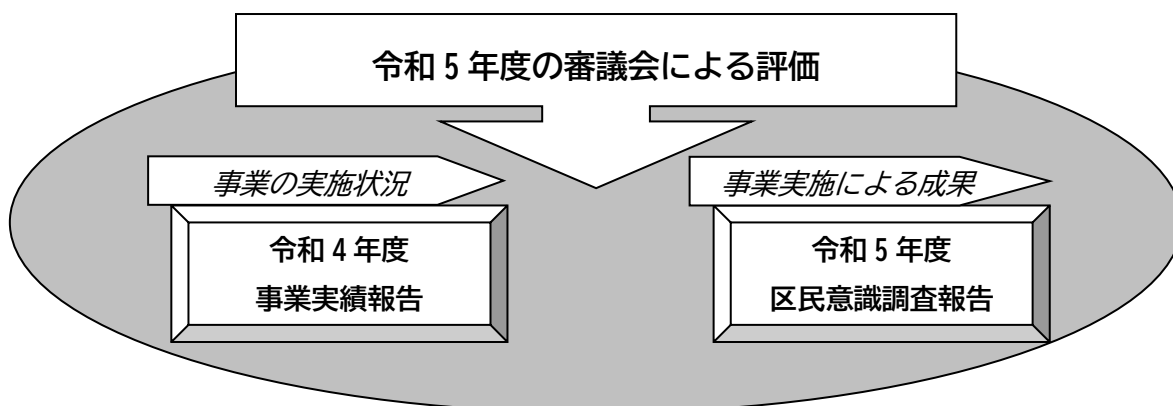
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記4の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するとき重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	2-1 仕事と生活の両立支援
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	4-3 区民、事業者等との連携

## II 評価の方法

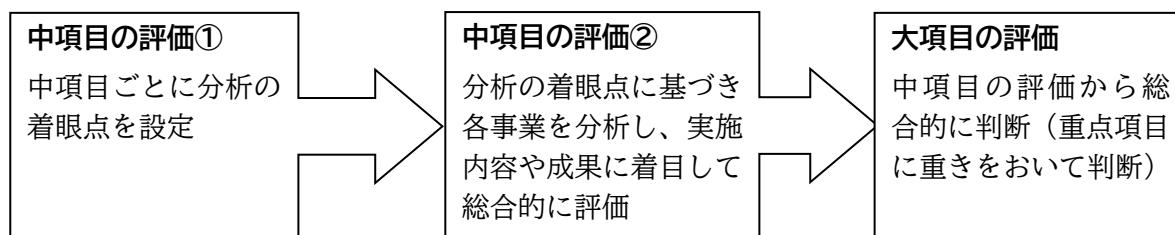
### 1 基本的視点と評価の流れ

- ① 令和5年度は、図のように、令和4年度の進捗状況を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和4年度の「事業実績報告」と、令和4年度に実施した事業の成果が反映されている翌令和5年度の「区民意識調査報告」によって、令和4年度の進捗状況を測ります。

- ② 評価の流れは下図のとおりです。



### 2 評価の基準

- ① 施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題別の指標」（下表1）を使用します。評価の出発点となる「課題別の指標」の基準値は、推進計画（令和4年度～令和8年度）が始まる前の「事業実績」（令和3年度）及び「区民意識調査」（令和4年度）の結果を用います。

（表1） ★重点項目

目標 (大項目)	課題（中項目）	課題別の指標	基準値	直近の 数値	目標値 (令和8年度)
1 推進 男女 平等・ 共同 参画 の 分 野 に お け る	★1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関（以下「付属機関等」という。）の女性委員の割合	39.2%	38.8%	50%
	2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	36.5%	36.8%	50%以上
	3 働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	15.1%	20.9%	25%以上
	4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	59.1%	44.7%	80%以上

	5	防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	-	27.1%	50%以上
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★1	仕事と生活の両立支援	自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合	-	54.9%	50%以上
	2	男性の家事・育児・介護への参加促進	家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.6%	21.8%	20%以上
	3	子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	23.4%	21.2%	15%以下
	4	介護支援の充実				
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	1	性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合	74.3%	79.5%	90%以上
	★2	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	2.5%	2.6%	ゼロ
	3	女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.1%	8.6%	ゼロ
	4	生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	55.1%	49.5%	70%以上
	5	性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合	-	49.0%	50%以上
4 男女平等・性的多様性の尊重を推進する体制の強化	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	71.1%	77.5%	60%以下
			目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合	10.4%	11.3%	20%以上
	2	計画の着実な進行管理				
	★3	区民、事業者等との連携				
	4	国、東京都、他自治体との連携				

【備考】

- ・「-」は前計画では指標としていなかったため基準値がないことを意味します。
- ・空白は指標を設定していないことを意味します。

② また、上記の「課題別の指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」（下表2）を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題別の指標」と同様に、推進計画（令和4年度～令和8年度）が始まる前の「事業実績」（令和3年度）及び「区民意識調査」（令和4年度）の結果を用います。

(表2)

課題（中項目）	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ※この目標は可能な限り早期に達成されることを求める。 (対象外となる付属機関等) 現任委員数が2人以下の付属機関等	1	1	ゼロ
	男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する (対象外となる付属機関等) 現任委員数が2人以下の付属機関等	24.5%	24.1%	-
	区の管理職に占める女性の割合	20.5%	22.9%	33%以上
2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進 2-3 子育て支援の充実 2-4 介護支援の充実	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事 30.1% 育児 33.9% 介護 34.3%	家事 27.5% 育児 26.9% 介護 36.9%	-

- ③ 「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、各中項目の分析欄に記載してあります。

### 3 評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分（0.5単位）の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

### 4 評価作業における留意事項

#### (1) 数値目標と評価の視点

各年度において「課題別の指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題別の指標」と「審議会独自の目標」が令和8年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目1-1で掲げている「男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する付属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。



## (2) 評価の客観性

事業評価は主に「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

## (3) 区民意識調査の数値の経年的な評価及び標本誤差について

標本誤差は、以下の式によって求められ、今回の標本誤差は以下のとおりです。標本誤差の範囲内ではなく、前年度の結果と比べて変化の大きいものについては「有意に」などの文言を使ってコメントします。標本誤差の範囲内のものについては、数値の「増加」「減少」を断定せず、「割合が増加」「割合が減少」というような分析表現にします。

信頼度を 95%とした場合、標本誤差は下式により求められます。

$$\text{標本誤差} = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N = 母集団数  
n = 比率算出の基数 (回答者数)  
P = 回答の比率

母集団数 (令和 5 年 4 月 1 日現在の目黒区の 18 歳以上の人口) : 242,957 人  
有効回答者数 : 671 人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおりです。

回答比率 (P) n	90%又は 10%程度	80%又は 20%程度	70%又は 30%程度	60%又は 40%程度	50%程度
671	±2.3	±3.1	±3.5	±3.8	±3.9
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

### 【表の見方】

たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体 (n=671) の 20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±3.1%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、16.9%から 23.1%の間にあることが、95%の信頼度でいえることとなります。

## (4) 推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

## Ⅲ 提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

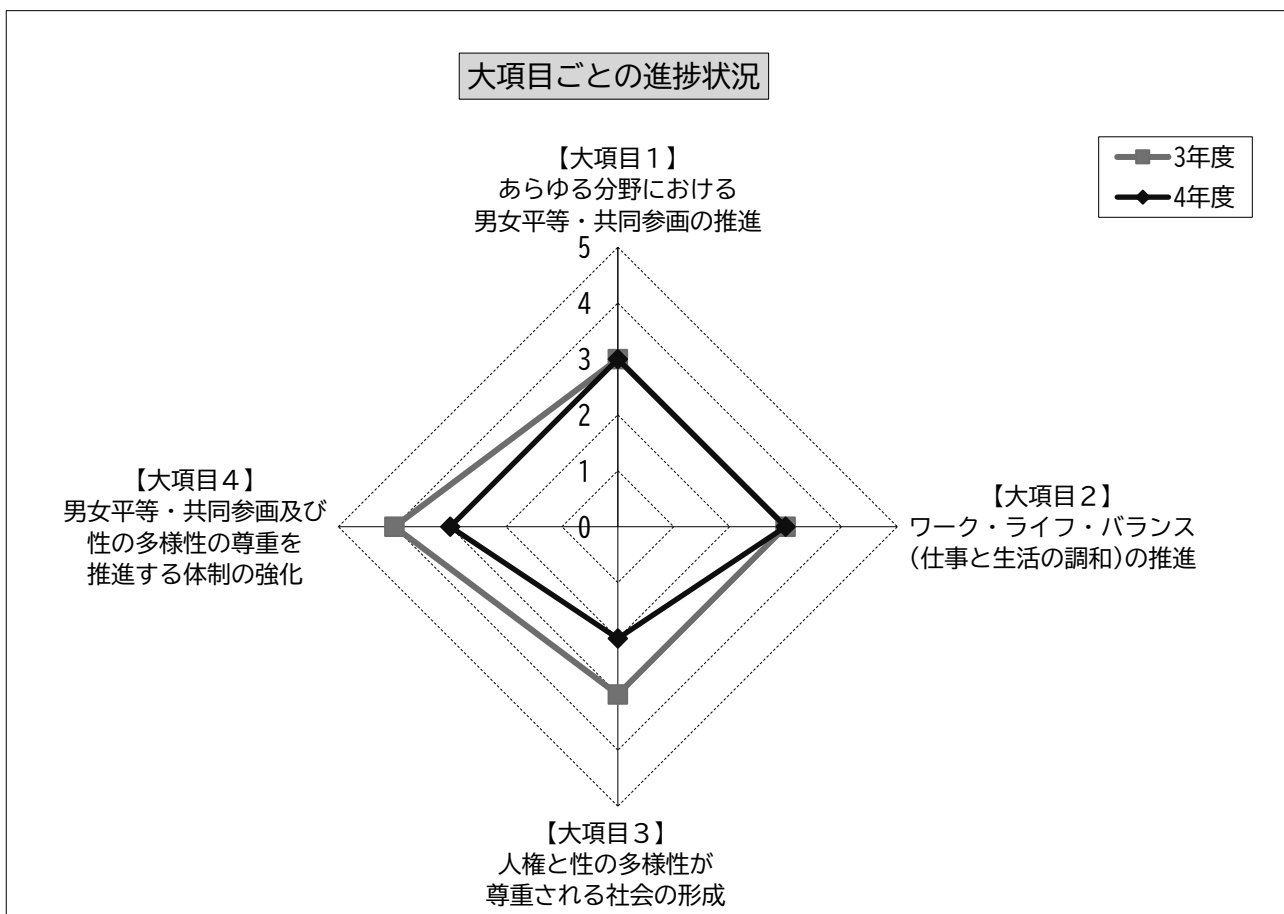
## 第3章 事業評価結果

### I 令和4年度の評価

令和4年度から令和8年度まで実施する目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の第1回目の評価です。

「大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」、「大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」「大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」はいずれも★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、「大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成」は★★の「不十分である」と評価しました。

大項目の総合評価のなかで、大項目3と大項目4がそれぞれ★をひとつ減らしました。その他の大項目は令和3年度と変化はありません。



## Ⅱ 評価をする上での今後の課題

審議会における評価検討の過程で、以下の意見が出されました。

- ・「性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合」のような数値は、課題に対して問題意識を持った回答者が多いほど高く出る可能性があり、この割合が高いことは一概に悪いことと評価できない。この割合数値を正しく読み取れるように調査項目を補強することも検討すべきではないか。

## 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画 事業体系

	3年度評価	4年度評価	ページ
<b>大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進</b>	★★★★	★★★★	I-12
中項目1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	★★★★	★★★★	I-12
中項目1-2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	I-16
中項目1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★★	★★★★	I-18
中項目1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	★★★★	★★★★	I-20
中項目1-5 防災における男女平等・共同参画の推進	-	★★★★	I-22

	3年度評価	4年度評価	ページ
<b>大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</b>	★★★★	★★★★	I-24
中項目2-1 仕事と生活の両立支援	★★★★	★★★★	I-24
中項目2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進	-	★★★	I-27
中項目2-3 子育て支援の充実	★★★★★	★★★★★	I-30
中項目2-4 介護支援の充実	★★★★	★★★★	I-32

	3年度評価	4年度評価	ページ
<b>大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成</b>	★★★★	★★	I-35
中項目3-1 性差に関する意識の改革と理解促進	-	★★★★★	I-35
中項目3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	★★★★	★★	I-37
中項目3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶	★★★★	★★	I-40
中項目3-4 生涯を通じた包括的な健康支援	★★★★	★★★★	I-42
中項目3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援	-	★★★★	I-44

	3年度評価	4年度評価	ページ
<b>大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化</b>	★★★★★	★★★★	I-47
中項目4-1 計画の推進体制の強化	★★★★	★★	I-47
中項目4-2 計画の着実な進行管理	★★★★★	★★★★★	I-51
中項目4-3 区民、事業者等との連携	★★★★	★★★★★	I-53
中項目4-4 国、東京都、他自治体との連携	★★★★★	★★★★★	I-55

【備考】「-」は前計画では中項目とされていなかったため3年度評価がないことを意味します。

## 大項目1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

### 【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

現行推進計画では、防災分野が加わり、①政策形成及び意思決定過程、②地域・団体活動、③働く場、④教育及び学習、⑤防災の5つの分野での男女平等・共同参画の推進を目的とする事業が実施された。男女共同参画は、女性が単に参加するだけではなく、5つの分野における政策形成及び意思決定に加わることを意味する。

このうち、重点評価項目は「政策形成及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進」である。区は女性委員登用にに向けた様々な取組みを行っているものの、現行計画の初年度の女性委員の割合は38.8%であり、大きな変化はみられない。時間はかかるかもしれないが、段階的に目標を定め、取組みを進めていってほしい。

区の女性管理職割合は、以前の目標値の20%を達成し、現在は33%以上という目標値を掲げているが、そもそも有資格者に占める受験者の割合が男女ともに低いという事態に対する取組みがまず求められる。そのうえで有資格者に占める受験者の割合に男女差があることの要因を解明して、女性管理職の登用に取組むことが必要である。

新たな分野として防災が加わったことは評価することができ、防災における男女平等・共同参画は緒についたばかりであることから今後の施策の発展と充実を期待したい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（課題）は認められるが未だ課題がある」とした。

.....

R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】1-1 政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進

《★重点評価項目》

<b>指標の目標値</b>	
区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合	【50%】
<b>審議会独自の目標値</b>	
男女どちらかの委員のみの付属機関等の数	【ゼロ】
男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する	
区の管理職に占める女性の割合	【33%以上】
<b>提言</b>	
○ 女性委員の割合ゼロ及び30%未満の付属機関等の解消に向けた取組みの集中と強化を望む。	
<b>【事業1】</b>	
付属機関等の女性委員の割合を50%にするという最終目標達成のためには、まず女性委員ゼロの付属機関等の数がなくなること及び30%未満の付属機関等が減少していくことが第一段階であ	

る。所管課は取組みをしているが、十分成果があがっていない。第一段階としての取組みに集中し、強化して行ってほしい。

○ 区の管理職登用の有資格職員に占める受験者の割合の男女差を解消するための女性職員のキャリア形成への意識向上や管理職の魅力発信する取組みやワーク・ライフ・バランスが可能な働き方の点検を望む。【事業3～5】

管理職登用の有資格者に占める受験者の割合には、男女差がある。管理職においては、女性有資格者385人中8人(2.1%)、男性有資格者239人中15人(6.3%)、主任職においては、女性有資格者228人中100人(43.9%)、男性有資格者100人中58人(58.0%)が受験している。なぜ、このように受験率に男女差がでているのかについて分析し、問題点を明らかにし、取組みを期待する。

また、男女ともに受験率が低いことも問題であるので、管理職の魅力の発信やワーク・ライフ・バランスが可能な働き方の点検を期待する。

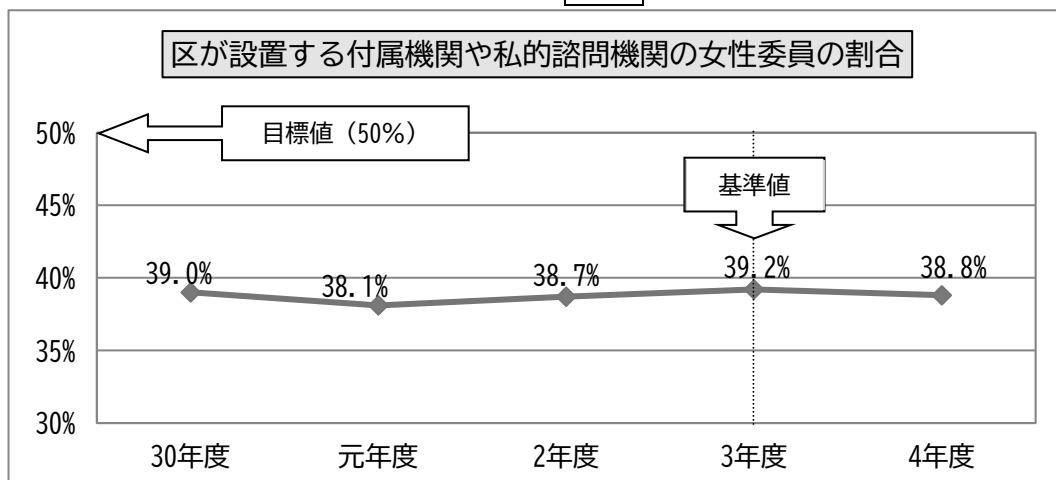
## 分析

≪着眼点①≫ 政策形成及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いはどうか

- ・ 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が50%になったか
- ・ 女性委員の割合が50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか
- ・ 男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少しているか *New*
- ・ 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか

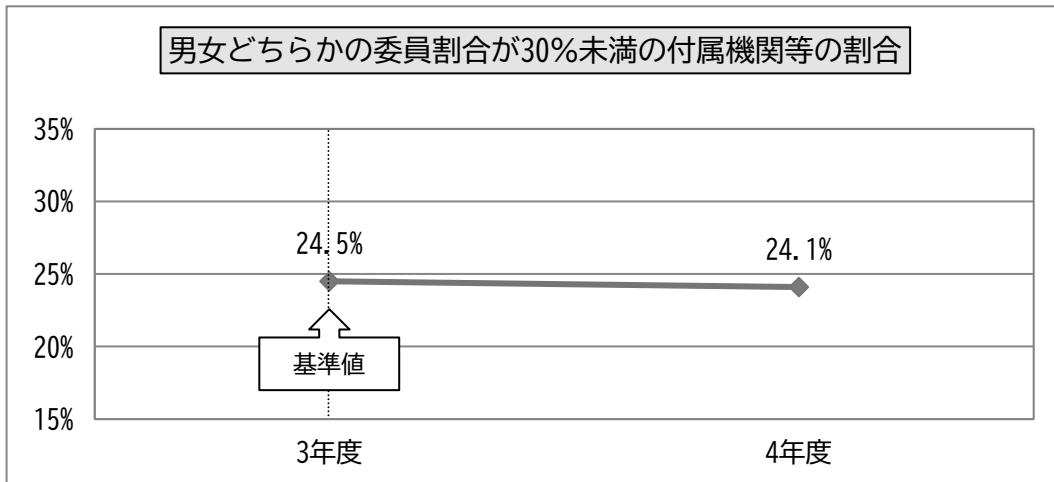
≪分析①≫ 区が設置する付属機関等の女性委員割合を50%にする目標について、平成23年1月26日付けの男女平等・共同参画オンブズからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各課に対し関係団体に可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記することや、付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ、「女性比率50%の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

一方、付属機関等の女性委員割合は令和5年3月1日現在で38.8%（前年39.2%）と前年度からわずかに低下し、目標値の50%とは隔たりがある状況である。また、公害健康被害補償診療報酬審査会は依然として女性委員がいない状況が続いている【事業1】。



男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等（現任委員数が2人以下の機関を除く。）の割合

は5年3月1日現在で男女平等・共同参画オンブズと子どもの権利擁護委員を分母から除いて計算すると24.1%（前年24.5%）となり前年度からわずかに低下した。

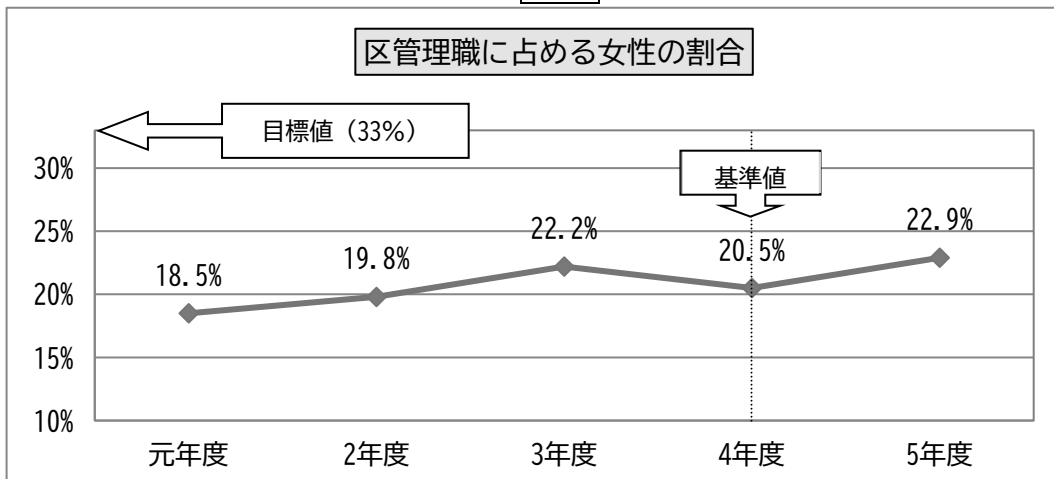


人権政策課は「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府の「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各課に対しガイドラインに基づく取組みを促している【事業2】。

《着眼点②》 働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

・ 区の管理職に占める女性の割合が33%以上になったか *New*

《分析②》 区職員は5年4月1日現在の職員総数2,144人のうち女性職員が1,212人おり、女性職員割合は56.5%である。管理職に占める女性職員の割合は22.9%（前年20.5%）であり、前年度よりも上昇した。4年度の管理職昇任選考における有資格者に占める受験率を男女別にみると、管理職では女性2.1%、男性6.3%、主任職では女性43.9%、男性58.0%となっており、いずれにおいても有資格者に占める女性の受験率は男性よりも低い【事業3】。



女性職員のエンパワーメント支援については、人事課により男女にかかわらず若手職員キャリア形成支援研修が行われ、4年度は、昇任試験や公務員としての長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上をはかっている。また、職員のキャリア形成への対応やワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたメンター制度が運営され、メンター制度では1件の相談依頼に対応している【事業4・5】。職員への研修は各職層の昇任者を対象とした人権研修や新たに任用された会計年度任用職員を対象とした研修が実施され、課長補佐職昇任者に実施されたダイバーシティ推進

マネジメント研修は受講者数（47人）が前年度（21人）より大きく増加した事業⑧。

**評価**

★★★

**評価の理由**

区は付属機関等の女性委員の任用に向けた働きかけを担当課に行っているが、女性委員の割合に大きな変化はなく、50%という目標値には達していない。男女どちらかの委員割合が30%未満の付属機関等の割合は前年度より減少しているが、公害健康被害補償診療報酬審査会に見るように男女どちらかの委員のみの付属機関等はなくならない。

区における女性職員のエンパワーメント支援も着実に実行されているが、管理職に占める女性の割合33%とする目標値には達していない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）



## 【中項目】1-2 地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

## 指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

## 提言

- 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発のための各種講座の継続及び新たな講座の検討と講座等への男女ともに参加しやすい工夫を期待する。【事業9・11・12】

「パパママの育児教室」のような地域で男女平等・共同参画を実践する講座を引き続き継続し、育児に限らず地域での男女平等・共同参画を実践する新たな講座を検討してほしい。また、開催曜日・時間や開催方法など男女ともに参加しやすい工夫を引き続きしてほしい。

- 地域活動の意思決定への男女の等しい参画に向けた意識の醸成の取り組んでほしい。【事業10】

地域活動へは男女の区別なく参加がなされているが、意思決定への女性の参画は十分とはいえない。女性が地域においてリーダーシップをとることに對する意識の醸成をはかってほしい。

## 分析

≪着眼点①≫ 地域活動における男女平等・共同参画を促進するための取組みが行われたか

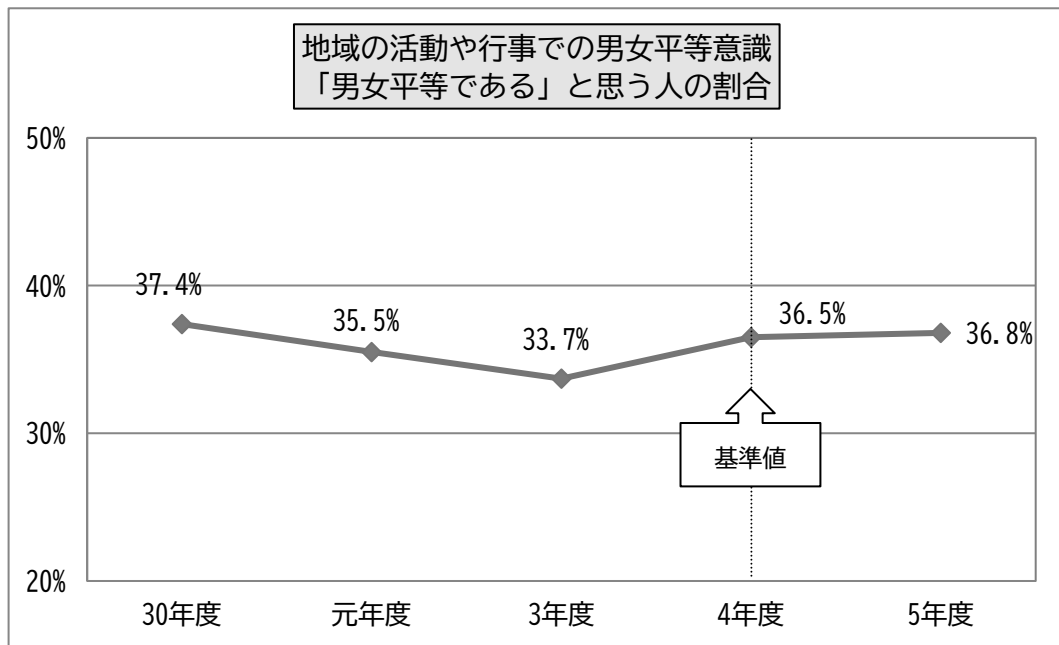
≪分析①≫ 男女平等・共同参画センター講座は感染症対策のために中止していた夜間の時間帯を含む平日の開催が再開され、3年度は土日に計9回開催されたが、4年度は平日を含めて計12回開催された。男女平等・共同参画センターが開催する講座に加えて、スポーツ教室やパパママの育児教室、社会教育館講座なども働く男女が参加しやすいように曜日や時間帯を工夫して実施されている。スポーツ教室等も開催回数が増え、参加者数も前年度より増加している【事業9】。また、地域振興課が事務局となっている日赤奉仕活動における目黒区総合防災訓練や奉仕団員研修会等ではいずれも男性より女性の参加者が多かった。なお、地域活動へは男女の区別なく参加しているが、住区住民会議代表者の女性割合は18.2%、町会・自治会長の女性割合は14.6%となっている【事業10】。

≪着眼点②≫ 男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援が行われたか *New*

≪分析②≫ 女性団体リーダー国内研修助成は感染症の影響により団体が研修を中止したため、実施されなかった。日本女性会議への女性団体の参加についても感染症の影響により女性団体が参加を見合わせた【事業11】。申請社会教育学級は学習会の回数が104回（前年35回）、参加者数が867人（前年294人）と大きく増加した。その他の講師派遣事業についても回数、参加者数ともに増加した【事業12】。

≪着眼点③≫ 地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が50%以上になったか

≪分析③≫ 5年度区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は36.8%（前年36.5%）と横ばいだった。



**評価**

★★

**評価の理由**

地域活動における男女平等・共同参画を促進するための取組みは行われ、講座及び参加者数の増加がみられ、地域への活動に男女関わりなく参加しているが、住区住民会議代表者や町会・自治会長の女性の数は、4年度は前年度と変化はなかった。また、5年度の区民意識調査で「地域の活動や行事で男女平等である」と答えた割合は、横ばいだった。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】1-3 働く場における男女平等・共同参画の促進

## 指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【25%以上】

## 提言

- 事業者への女性活躍推進に向けた啓発を強化してほしい。【事業13】  
事業者への情報提供はなされているが、直接働きかける啓発を強化して、区内の事業者の女性活躍推進が促進され、労働・雇用・職場で「男女平等である」と思う人の割合が増えるような取組みを期待したい。区内事業者の団体等と連携した取組みを検討してほしい。
- 女性の起業・自営や就労への実効性の高い支援を継続してほしい。【事業14・15・18】  
女性の多様な働き方を支援し、実際に起業・自営や就労につながるような取組みを期待したい。

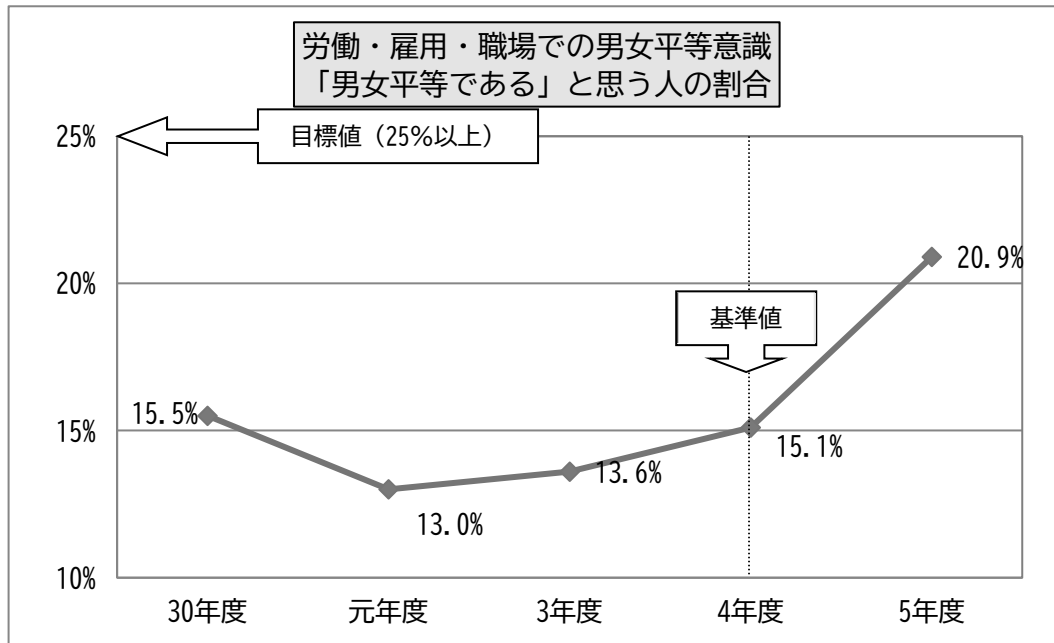
## 分析

《着眼点①》 事業者への女性活躍推進に向けた啓発や女性の起業・就労への支援が行われたか *New*

《分析①》 人権政策課がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「ものづくりの現場から始める女性活躍」を実施するとともに、産業経済・消費生活課は総合庁舎や区民センターに設置したパンフレット棚にセミナーや講演会等のパンフレットやチラシ等を配置し、啓発や紹介を行った【事業13】。人権政策課では起業の始め方をテーマにした女性のチャレンジ支援講座（参加者20人）や、東京しごとセンターと共催で女性再就職準備セミナー（参加者46人）が実施された。産業経済・消費生活課では新たに女性起業セミナー中級編が開催され、延べ43人が参加した。産業経済・消費生活課所管の講座では、オンライン開催又はオンライン併用開催で実施されたものが多くみられた【事業14】。創業相談室は女性の相談件数が92件あり、前年の53件から増加して男性からの相談件数を上回った【事業15】。ワークサポートめぐろにおける就職ミニ講座は毎月6回開催され、延べ参加者数（384人）は前年（400人）より減少したものの、女性参加者数（284人）は前年（263人）より増加した。産業経済・消費生活課の就職支援セミナーでは女性向けセミナーとして「自分を知って“私らしい仕事と働き方”を探してみよう」が実施され、10人が参加した。高齢者向けの内職のあっせんでは、男性の登録者数（3人）は前年度と同じだったが、女性の登録者数は9人から15人に増加した【事業18】。

《着眼点②》 労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が25%以上になったか

《分析②》 5年度の区民意識調査では労働・雇用・職場での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が20.9%となり、目標値には届かなかったものの、前年の15.1%より上昇して20%を超えた。



**評価**

★★★

**評価の理由**

オンラインを使って、女性の起業・就労への支援のための講座や相談が行われ、着実に実績をあげ、「労働・雇用・職場で男女平等である」と思う人の割合は有意に増えている。しかし、事業者に対する女性活躍推進への働きかけとして、ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「ものづくりの現場から始める女性活躍」を実施したことは評価できるが、そのほかの具体的な取組みはなされていない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（課題）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】1-4 教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

## 指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【80%以上】

## 提言

- 学校教育及び生涯学習における男女平等・共同参画の啓発を切れ目なく推進してほしい。【事業19・20・22・24・25・27】

学校の間での男女平等・共同参画意識の啓発、そして学校卒業後には生涯学習における男女平等・共同参画意識の啓発というように、人生の様々な場面で継続的に男女平等・共同参画意識が醸成されるような取組みを行ってほしい。男女混合名簿の使用もまた男女平等・共同参画意識の醸成に資するものであるので、引き続き実施して行ってほしい。

- 働く場としての学校における男女平等・共同参画の推進、特に中学校における女性管理職の登用への取組みを期待したい。【事業28】

小学校教員に占める女性教員の割合は61.9%、管理職の女性割合は47.7%、それに対して中学校教員に占める女性教員の割合は44.5%、管理職の女性割合は22.2%となっており、中学校における女性管理職の割合は女性教員の割合の半分となっている。中学校における女性管理職の登用の推進への取組みを期待したい。

## 分析

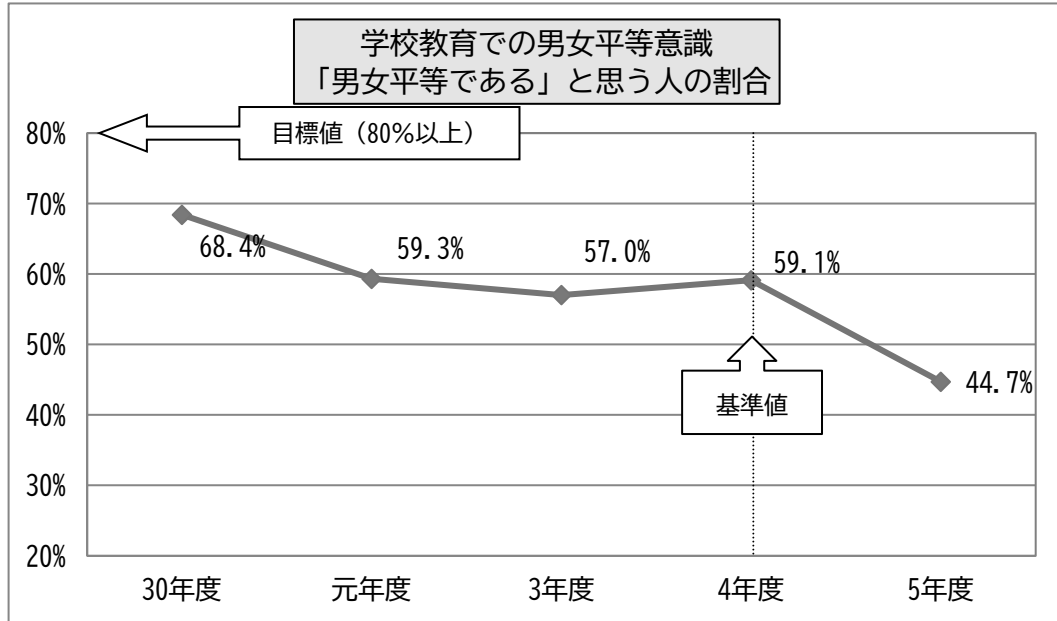
《着眼点①》 生涯学習において、男女平等・共同参画意識の啓発活動が推進されているか

《分析①》 区内全小・中学校において道徳授業地区公開講座が開催され、その中で「理解し合う心」をテーマにした授業の中でジェンダーに関連する内容が取り上げられてお互いを尊重するという視点で授業が行われ、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することを通じて啓発が行われた。道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会も実施され、終了後は学校の発行する学校だよりや各学校ホームページ等を通じて情報発信に取り組んでいる【事業19】。学童保育では保育の中で児童の役割分担について男女平等の視点を持った事業運営がされており、認可保育所では新規職員向けの研修の内容に男女平等の視点を持つことが取り入れられている【事業20】。社会教育館では「性別を理由にあきらめることがない社会へ - SDGsNo.5『ジェンダー平等を実現しよう』について考える」をテーマにした社会教育講座が開催され、延べ36人が参加した【事業22】。

《着眼点②》 教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか  
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が80%以上になったか

《分析②》 男女混合名簿の使用は全区立小・中学校で継続して実施されている【事業24】。教職員を対象とする研修は区内全教職員の必修研修として前年度と同様、eラーニングによる人権教育推進の研修が実施された。この研修では「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「職場内でのハラスメント防止について」という内容が取り扱われ、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発が行われた【事業25】。社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業が行われ、男女平等・共同参画の一層の充実を図るため、東京都教育委員会作成の教職員向けデジタルリーフレット「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を各学校・園に通知し、教職員の理解啓発が行われた【事業27】。

5年度の区民意識調査では学校教育での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が44.7%となり前年度（59.1%）より大きく低下したが、男性又は女性のどちらかに「差別がある」と回答した人の割合も前年度より縮小した。その一方で、「わからない」と回答した人の割合が拡大した。また、男性の半数以上が「男女平等である」と回答したのに対し、女性は4割弱にとどまっており、男女差がある調査結果になっている。



《着眼点③》 働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

《分析③》 区立幼稚園・こども園、小学校、中学校の管理職（園長・校長、副園長・副校長）の女性割合は幼稚園・こども園（計3園）が83.3%（5人／6人中）で前年度と変わらず、小学校が47.7%（21人／44人中）で、前年度（45.5%）からわずかに上昇した。中学校では、前年度ゼロだった校長が1人就任して22.2%（4人／18人中）となったが、小学校に比べると中学校における女性管理職割合は依然として低い状況である。教職員の管理職選考においては、受験者の66.7%（6人／9人中）が女性であり、合格者の75.0%（6人／8人中）が女性だった<sup>事業28</sup>。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

教職員に対する男女平等・共同参画研修及び児童・生徒に対する男女平等教育は着実に行われている。アンコンシャス・バイアスの研修も行われ、新しい取組みが見られる。また、男女混合名簿も全区立小・中学校で使用されている。しかし、働く場としての学校における男女平等・共同参画の推進という視点で見ると、中学校における女性管理職割合は、小学校に比べて低い。区民意識調査においても「学校教育について男女平等である」と思う割合が44.7%と目標値の80%にはるかに達していない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】1-5 防災における男女平等・共同参画の推進

## 指標の目標値

防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合 【50%以上】

## 提言

- 防災施策に女性の視点を取り入れる取組みや防災活動への女性の参画を推進する取組みを引き続き行ってほしい。【事業 29・30・32】

防災会議の団体推薦委員 5 人は全員女性になったものの、関係行政機関等の特定の者に委嘱する委員 25 人中女性は 2 人だったので、防災会議の女性割合は、23.3%となっている。防災施策に女性の視点を取り入れるためには、防災会議の女性割合を高めていくことが必要であり、構成員の属性の関係上難しい側面はあるが、引き続き取り組んでほしい。

- 新たな視点で防災における女性の参画を推進する仕組みを検討してほしい。【事業 31・33】

避難所運営協議会の運営は住民に任されているために、区としてできることは限られているが、避難所運営協議会の立ち上げの時などに女性の意見を避難所運営に反映することが必要不可欠であることの啓発を引き続き行ってほしい。

また、女性防災リーダーの育成も防災に女性が参画することにつながっていくので、今後も取り組んでほしい。

## 分析

《着眼点①》 防災施策に女性の視点を取り入れるための取組みや防災活動への女性の参画を推進する取組みが行われているか *New*

《分析①》 防災会議の委員は 30 人中 25 人が関係行政機関等の特定の職の者に委嘱されており、残りの 5 人は所属団体からの推薦者に委嘱されている。団体に委員の推薦依頼をする際は女性の選出を依頼しているが、推薦を依頼した団体からの女性の推薦状況は 3 年度は 5 人中 4 人だったが 4 年度は 5 人中 5 人と 5 団体の全てから女性の推薦があり、女性委員の選出につながった【事業 29】。区の「避難所運営協議会の手引き」には男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りが無いよう留意する必要性などについて記述されており、避難所運営協議会の立ち上げ時に啓発がされている【事業 31】。住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法等を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう区から指導が行われている（4 年度は 24 回実施）。また、訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容の提案も行われている【事業 32】。女性防災リーダーを育成するために、区の助成を受けて防災士資格を取得した者を対象に都主催のセミナーの周知が行われた【事業 33】。

《着眼点②》 防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか *New*

《分析②》 5 年度の区民意識調査では防災活動の分野での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合は 27.1%だった。推進計画に設定された目標値である 50%以上に達していない。

なお、区民意識調査におけるこの設問は今年度から取り入れたものであるため、前年との比較をすることはできない。

**評価**

★★★

**評価の理由**

区の働きかけにより、防災会議委員のうち、団体推薦委員として全員女性が推薦されたことは高く評価できる。女性の視点を入れた災害時用備蓄物資の備蓄や男女の区別のない参加がなされている住区住民会議等の防災訓練等に見るように、防災における男女平等・共同参画が推進されているが、区民意識調査によると、「防災活動について男女平等である」とする割合は、50%以上に達していない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（5年度）



## 大項目2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

平成19年（2007年）にワーク・ライフ・バランス憲章およびその行動指針が策定されて15年を経た。目黒区においても仕事と生活の両立を支援すべく継続的に事業が実施されてきた。5年度の区民意識調査でワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が推進計画に設定された目標値である50%以上に達する結果となったことは、これまでの事業成果と評価できる。区職員の働き方改革もフレックスタイムの継続、在宅勤務の実施、4年度は新たに不妊治療休暇が導入されて各種休暇制度も充実するなど、順調に進められている。男性職員の育児休業取得率は60%となった。

ワーク・ライフ・バランスの定着には、事業者側の取組みと並行して、家庭生活における男女の役割分担が均等であるかどうか強く関連する。

区民意識調査から、家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識は目標値を超えてきたが、実際の家庭生活における役割分担を見ると、家事・育児・介護すべてにおいて「主に妻が行っている」と回答した人の割合が「主に夫が行っている」と回答した人の割合を大きく上回っており、負担している人の傾向に男女差があることが分かった。今後は意識から行動につなげるための啓発の強化、特に男性の家事・育児・介護への参加を促す取組みの強化が重要である。

事業所へのアプローチは数年にわたり様々な内容で行われているが、3年度の東京都社会保険労務士会との共催で行われた推進相談事業の参加企業は0であり、4年度の300人以下の事業所を対象にしたワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成事業への申し込みも0であった。平成29年（2017年）に区が事業所を対象として実施した産業振興に関する意識調査におけるワーク・ライフ・バランスのための取組みに関する質問に対して、回収数（685件）の78.4%を占める個人事業主と小規模企業者では「特に取り組んでいることはない」と回答した事業所の割合はそれぞれ62.8%と54.8%であり、規模の小さい事業所ほど取組みが行われていない状況であった。事業所がワーク・ライフ・バランスに無関心または取組む余裕がないのか、必要とする支援が区の事業と合わないのかなど、区は現状を再度調査・把握し、実態に沿った事業を実施する必要があると考える。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

～～～～～  
R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】2-1 仕事と生活の両立支援

《★重点評価項目》

#### 指標の目標値

自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合 【50%以上】

#### 提言

- 事業者とその就労者に対するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援の強化を望む。

## 【事業 34・36・37】

区内で常勤従業員数が300人以下の事業所が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成する事業を新たに始めたが、4年度の申請はなかった。3年度の東京都社会保険労務士会との共催で行われた推進相談事業の参加企業も0であり、事業所のワーク・ライフ・バランスへの取組みの現状が見えてこない。一方で、働く場における取組みの必要性に関する質問では長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革などが上位に上がっている。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、「企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む」とあるように、事業者とその就労者がより良い働きかたのゴールを共有してワーク・ライフ・バランスを実現するための支援の在り方に工夫が必要と考えられる。

## ○ 区職員のワーク・ライフ・バランス推進制度の充実が継続して進むことを期待する。【事業 38・39】

4年度に「目黒区特定事業主行動計画」と「目黒区女性職員活躍推進計画」を統合して新たに「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」が策定され、働き方改革は推進されている。今後も、区職員の豊かな生活への意欲を維持するための改革が、歩みを止めることなくより一層進むことを期待する。そして、区の進め方をモデルとして事業所が取り組めるよう、そのノウハウが公開されることを望む。

## 分析

《着眼点①》 自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が増加しているか *New*  
・自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が50%以上になったか

《分析①》 5年度の区民意識調査では自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思うかについて、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の割合は54.9%であり、推進計画に設定された目標値である50%以上に達する結果となった。今後はこの割合を更に上昇させる取組みが求められる。

なお、区民意識調査におけるこの設問は今年度から取り入れたものであるため、前年との比較をすることはできない。

《着眼点②》 事業者や区職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発や支援が適切になされているか *New*

《分析②》 人権政策課は、区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下の企業や団体が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成する事業を新たに始めたが、4年度の申請はなかった【事業 36】。仕事と生活を両立させる働き方についての意識啓発を行うため、人権政策課がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座を開催（当日参加者22人）し、事業者と区民の両方に向けた啓発が行われた。講座の内容は録画され、区のYouTubeチャンネルで配信もされており、延べ視聴回数は配信後約7か月間（令和5年6月20日時点）で当日参加者の48倍となっている【事業 35・37】。

区職員への支援では引き続き時差出勤制度が特例実施されるとともに、モバイルワーク（自席外でのテレワーク）の運用が開始された【事業 38】。また、4年度は「目黒区特定事業主行動計画」と「目黒区女性職員活躍推進計画」を統合して新たに「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」が策定され、職員の子育てなどによる勤務への不安解消に努めるとともに生活と仕事の両立と調和の支援と

働き方改革の推進が行われている。加えて、新たに不妊治療休暇が導入されるなど休暇制度の充実も図られている事業39。

**評価**

★★★

**評価の理由**

5年度の区民意識調査における新規設問「自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思うか」について、推進計画に設定された目標値である50%以上に達する結果であった。事業としては、区民と事業所へはワーク・ライフ・バランス推進啓発講座が対面とYouTubeで実施され、区職員へは各種制度の充実が図られるなど区の計画は順調に実施されている。一方で、区内300人以下の事業所を対象にしたワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼助成事業への申し込みは0であった。区民意識調査では、働く場におけるワーク・ライフ・バランス実現に特に必要と思う取組みとして、労働時間に関する要望や経営者等の意識改革に関する要望が回答の上位に上がっている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

【中項目】2-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

**指標の目標値**

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】  
共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合 【15%以下】

**提言**

- 家庭生活における男女平等・共同参画を実現するために、男性が家事・育児・介護に積極的に参加したくなるような事業の強化を望む。【事業 40・41】

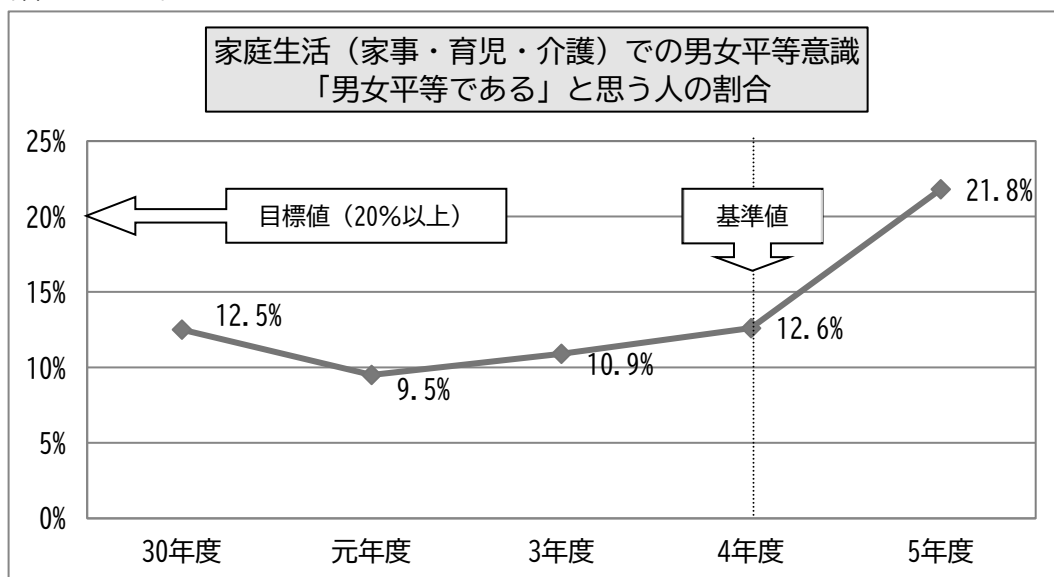
家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識は目標値を超えてきたが、実際の生活の場において家庭生活を優先していると回答した割合は、男性 11.1%、女性 25.7%であり男女差がある。また、共働き家庭における実際の家事分担で「主に妻が行っている」と回答した割合をみると、男性 10.7%、女性 28.3%と、男女差はさらに大きい。育児や介護教室への男性の参加者数はどれも低く、男性の参加が高まる開催の日時や方法、内容の工夫が必要である。内容として老若男女が共に参加できる、ゲーム感覚の楽しい体験型教室の企画はいかがであろうか。方法は、対面とオンラインのハイブリッド開催や、その後の YouTube 配信は有効と考えられるためその積極的な活用と、開催の事前周知には広報紙に加えて LINE の利用も有効と思われる。

**分析**

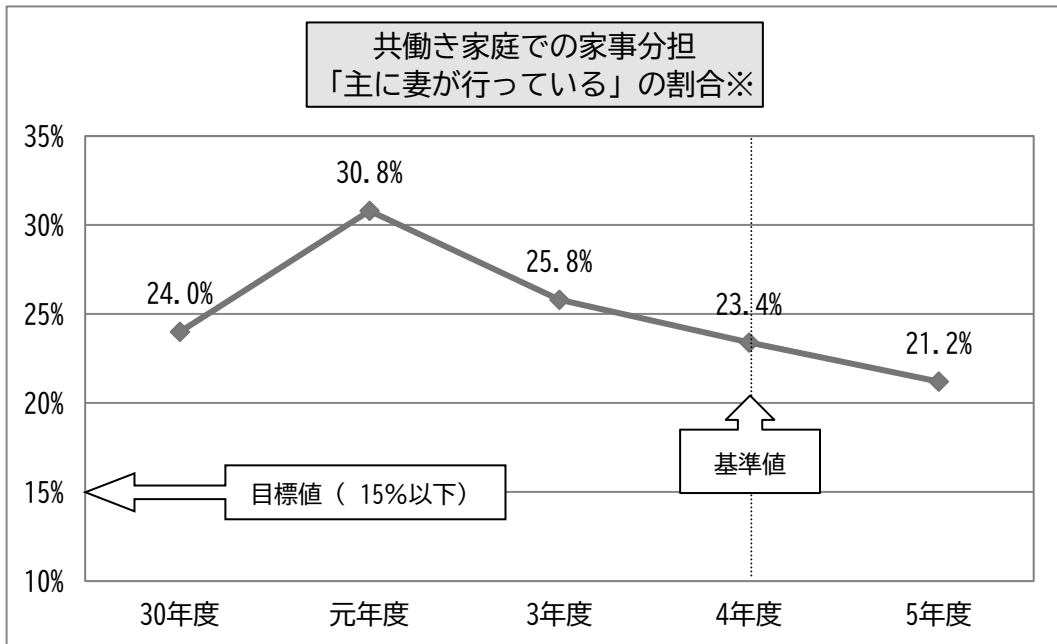
≪着眼点①≫ 家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

- ・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20% 以上になったか
- ・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が 15%以下になったか
- ・家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫ 5年度区民意識調査における「家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は 21.8%（前年 12.6%）と前年より上昇し、推進計画の課題別の指標として設定された 20%を上回った。ただし、「男女平等である」と回答した人は女性が 16.5%、男性が 28.6%となっており、認識に男女差がある。また、3割以上の人「わからない」と回答している。

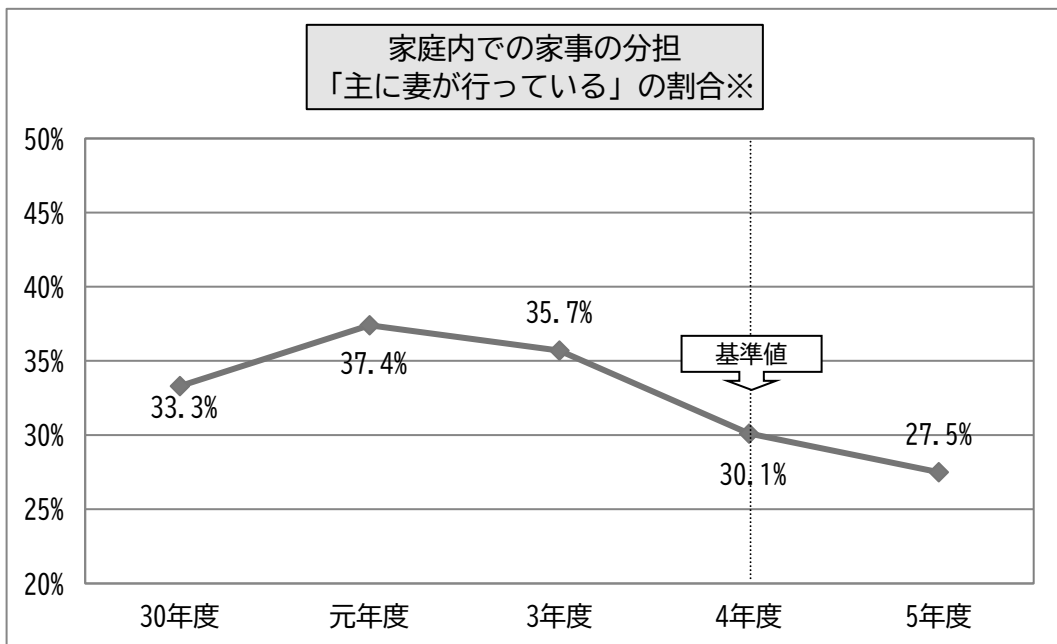


推進計画で設定されたもう一つの指標である「共働き家庭での家事分担を『主に妻が行っている』人の割合」については、5年度区民意識調査では全体では21.2%（前年23.4%）となり、前年度より比率が低下して目標値に近付いてはいるが、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は女性が男性より約2.6倍多く、認識に男女差がある。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での家事分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は27.5%（前年30.1%）となり、前年度との比較では標本誤差の範囲内であるが、令和元年度以降は低下傾向にある。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

《着眼点②》 男性の家事・育児・介護への参加を促進するための啓発や支援が行われているか *New*

「分析②」 人権政策課により男性向け家事育児講座が実施され、男性及び男性保護者と子どもが家事をシェアする工夫について学んだ（参加者 19 人）**事業 40**。初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施するパパママの育児教室は、3 年度は感染症対策のために平日・土日いずれも各回の参加者を妊婦のみ又はパートナーのみに限定し、1 回当たりの参加人数が制限されていたが、4 年度は開催日程を拡充するとともに、参加者を平日・土日ともに妊婦とそのパートナー（祖父母も可）が揃って参加できるよう内容が見直された。パパママの育児教室は保健予防課と碑文谷保健センターで合計 72 回（前年 56 回）開催され、開催回数は前年度よりも増加した。男性向けに特化されたものではないが、乳幼児健診等に同行した男性に対し育児や介護の知識や技術についての情報提供が行われている。家族介護教室は 4 年度から対面形式での開催が再開され、開催回数や延べ参加者数は増加したが、男性の参加者は 3 年度の 42 人から 4 年度は 4 人と大きく減少した**事業 41**。

### 評価

★★★

### 評価の理由

本中項目は、男性の家事・育児・介護への参加が重要であることを踏まえて新規に設けられた項目である。各所管の事業は 3 年度までの前期推進計画から継続して進められており、区民意識調査における家事・育児・介護での男女平等意識が全体では目標値を上回った。しかし、「男女平等である」と回答した人を男女別にみると、女性 16.5%、男性 28.6%であり、男女差が大きいこと、さらに共働き家庭での家事分担は依然として女性の割合が大きく、目標値に届いていない。目標の 1 つは達成したが、評価を本中項目の課題に絞った場合、★3 つの「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」には到達していないと判断し、★2 つ半とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（3 年度・4 年度）

区民意識調査報告（4 年度・5 年度）

【中項目】2-3 子育て支援の充実

**指標の目標値**

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

**提言**

- 子育てにおける妻の分担割合が年度ごとに減少するための支援の強化を望む。【事業 42・44・45・46】

保育所入所待機児童数が昨年度に引き続き0人を維持していることは区の努力の結果であろう。学童保育クラブ待機者数は増加したが、これは女性の就労希望が増加していることに起因していると推察される。今後も保護者の就労意欲が高まるに従い学童保育クラブ利用の要望も高まると予測されるためさらに施設数と受入数の拡大を進めてほしい。

- 子育てを地域全体で支援する仕組みを充実・継続してほしい。【事業 48・49・51・53・54・56】

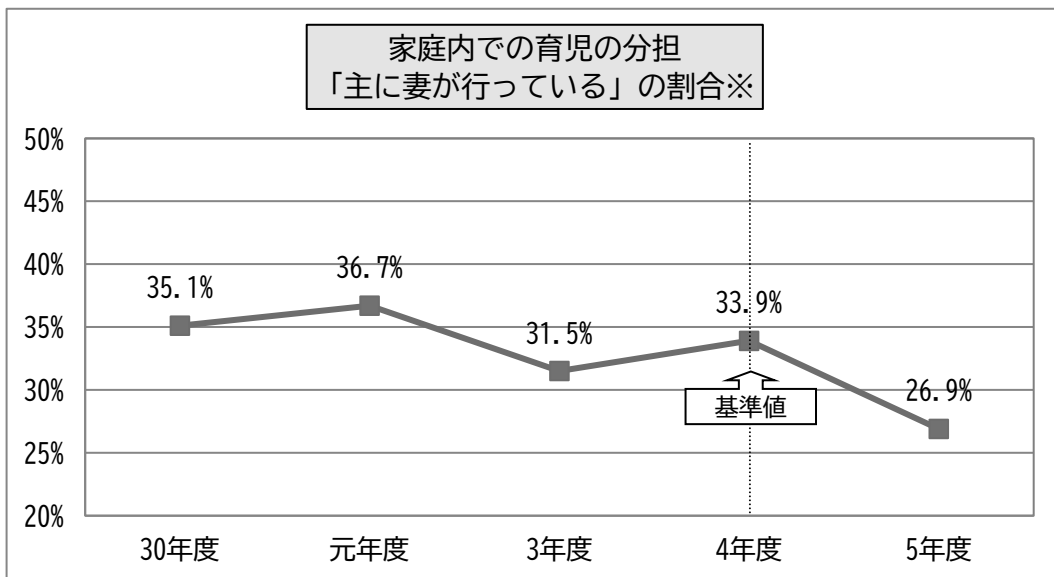
区民意識調査におけるワーク・ライフ・バランスの実現に必要な行政・地域社会の取り組みへの要望では、子育て支援の充実がトップに上がった。ひとり親家庭や就労を希望する人への相談事業の充実や保護者同士の情報交換の場の提供など、子育てが地域全体で行われるような支援を今後も継続してほしい。

**分析**

《着眼点①》 子育てにおける男女平等・共同参画が推進されたか

・ 育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

《分析①》 配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での育児分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は26.9%（前年33.9%）となり、前年調査から低下した。令和元年度以降は多少の上下をしつつ低下している。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

《着眼点②》 男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための支援は推進されているか

《分析②》 育児支援の要である保育所の利用について、認可保育所数（99園）は前年度と変わっ

ていない。延長保育は全ての認可保育所で実施されている。認定こども園（2か所）についても前年度と同様の運営状況となっている。地域型保育事業は小規模保育が1事業所減少して13事業所となった。保育所入所待機児童は5年4月1日現在で0人だった[事業42]。病気等で一時的に保育を必要とする場合に区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育は利用件数が54件（前年63件）であり前年度より減少したものの、延べ利用日数は増加した。利用理由は保護者の病気が最も多くなっている[事業43]。学童保育クラブは入所申請超過対策として受入人数の増加及び保育環境を改善するために鷹番小内、上目黒小内学童保育クラブが新設され、受け入れ人数の拡充が図られた。しかしながら、学童保育クラブの入所待機児童数は127人（前年57人）となり、前年度よりも増加した[事業44]。

《着眼点③》 ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

《分析③》 ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。母子相談は1,678件（前年1,511件）と前年度より1割強増加している。一方で、母子及び父子福祉資金の貸付は13件（前年27件）で前年度より減少した[事業48]。ひとり親家庭に対する居住支援事業として家賃助成が行われており、新規20世帯を含む78世帯（前年70世帯）が助成を受けている[事業50]。

《着眼点④》 女性に偏りがちな子育てを地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

《分析④》 保健予防課と碑文谷保健センターでは保護者同士の交流を目的に「はじめての子育ての集い」が実施されており、3年度はオンライン開催のみだったが、4年度は対面で開催され、参加者数は保健予防課（165人）と碑文谷保健センター（265人）を合わせて430人（前年187人）と前年度より大きく増加した[事業52]。妊娠期から子育て期にわたる支援として保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠、出産子育てについての相談を行う「ゆりかごめぐり」や産後ケア事業も引き続き行われている。また、4年度は新たに保健医療や福祉の関係機関との連絡調整や意見交換を目的とした子育て世代包括支援センター関係機関連携会議が設置され、現状や課題等について関係機関との共有がなされた[事業53]。子育てに関する相談については子育てふれあい広場事業の利用者が増え、ひろば相談の件数（329件）も前年度より20件増加した。同様に子ども家庭支援センターによる相談（647件）も前年度より65件増加している[事業54]。4年度は区内にある子育てひろば運営者による連絡会が開催され、相互の事業内容の紹介や相談事例のディスカッションを通じて利用者の声を反映した事業の実施に取り組んでいる[事業56]。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

区民意識調査での妻の育児分担割合が減少傾向にあること、保育所入所待機児童数は昨年引き続き0人であること、ひとり親家庭への支援事業と地域全体での子育て支援に係る事業の継続など充実した活動が行われている。学童保育クラブの入所待機児童数は増加したが、受け入れ可能施設は2施設追加されており努力は認められる。

以上のことから、評価は昨年度と同様「概ね十分である」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）



## 【中項目】2-4 介護支援の充実

## 指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

## 提言

## ○ 介護を地域全体で支える仕組みの一層の強化を望む。【事業 59・63・65・67・68】

区民意識調査での介護における妻の分担割合が年々上昇傾向にあることは看過できないが、在宅における介護は男女に関わらず家人の誰かに負担が掛かることは避けられない事実でもある。コミュニティの場所を拡げることが課題解決に重要と考えられる。介護施設の増設が望ましいが、ショートステイ・ミドルステイの更なる充実と活用が進めば、妻（家人）の負担を軽減できると考える。各地域の住区センターでは高齢者のクラブ活動が行われているが、高齢者同士が楽しく集える場所と機会を更に増やす支援が望まれる。例えば、元気な高齢者を介護施設に招いて交友を深めあう取組みなども考慮してはいかがであろうか。

## ○ 介護にかかわる相談事業と情報提供がさらに強化・継続されることを望む。【事業 58・66・69】

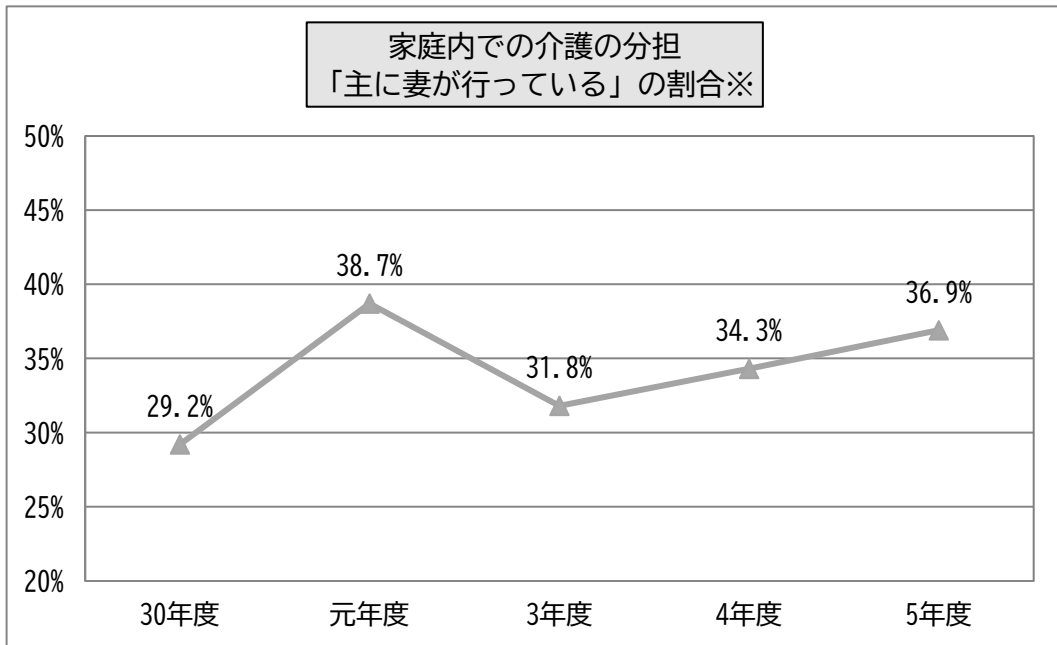
介護にかかわる相談事業と情報提供は継続して実施されている。しかし4年度、土日に対面開催された家族介護教室への参加者総数は3年度より増加したが、男性参加者は激減しており課題も残っている。講座開催に関しては対面とオンライン開催や講座内容のYouTube配信も有効であり、積極的な活用を期待する。相談事業や情報提供が周知段階から実際の利活用まで、ITの活用も含めて様々な方法によって区民に途切れのない支援が届くことを望む。

## 分析

≪着眼点①≫ 介護における男女平等・共同参画が推進されたか

・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫ 配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での介護分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は36.9%（前年34.3%）となり、前年調査から割合が上昇した。3年度以降は割合が上昇しており、減少傾向にはなっていない。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

《着眼点②》 高齢者や障害者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか *New*

《分析②》 高齢者センターでは健康相談の実施を通じて必要な方に相談機関を紹介し、各機関と連携している事業58。権利擁護センターにおける各種相談も引き続き実施されているが、4年度は日常生活自立支援事業に関する相談が減少し、身体障害者等福祉サービスに関する相談が増加した事業59。居住支援については、居住継続家賃助成、高齢者福祉住宅の提供、住宅設備改修給付などが引き続き行われており、利用状況も概ね前年度と同様だった。また、4年度は地域福祉団体、不動産団体、行政が一丸となって、住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な協議を行う場として、新たに目黒区居住支援協議会が設置された。福祉総合課では住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務が実施されている事業60・61・62。高齢者の生きがい支援として高齢者センターで各種事業が行われているが、全体的に実施回数が増え、参加者も増加した事業63。障害者の自立支援と社会参加の促進については、障害者の一般就労を促進するために就労面と生活面の一体的な支援や、自立訓練として生活訓練と機能訓練のサービスが提供されている事業64・65。

《着眼点③》 女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

《分析③》 地域における包括的な介護支援として介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供が行われ、相談を行う中で介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などが実施された。家族介護教室は3年度はオンラインでの開催だったが、4年度は対面形式で開催され、開催回数と延べ参加者数が増えたものの、男性の参加は4人とどまった。特別養護老人ホームの入所者数は966人（前年910人）で56人増加し、入所待機者数は573人（前年738人）に減少したが、依然として多くの人が入所待機している状況である。障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等は、特定相談支援事業所（5事業所）に委託して実施されている。障害者支援課では家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について助言・

サービス紹介等を行い、介護者の負担軽減が図られている。在宅レスパイト・就労等支援事業は4年度に介護者のレスパイト（休養）目的以外に就労等でも利用できるよう事業の名称及び内容が変更され、利用回数はレスパイト 289 回、就労等支援 68 回だった事業 66。家族介護者の交流を促進するため、福祉総合課では介護者の会の運営支援が行われ、区内 5 か所で 60 回開催された。障害施策推進課では医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っている団体（家族会）の活動支援が行われ、交流会や音楽療法などが実施された。区の発達障害支援拠点「ぼると」では、発達に課題のあるかたのご家族を対象に発達障害について学ぶ勉強会や、ご家族同士の悩みや情報等を共有する談話会が計 5 回開催された事業 69。

### 評価

★★★

### 評価の理由

特別養護老人ホームの入所待機者数は依然として多いものの、3年度より減少した。しかし、区民意識調査での介護における妻の分担割合が3年度以降年々上昇傾向にある。加えて家族介護教室は3年度のオンライン開催から4年度は対面で開催されたが、男性参加者数が4名と昨年度の約1/10に激減している。相談事業や支援事業は継続して実施されているが、区民意識調査におけるワーク・ライフ・バランスの実現に必要な行政・地域社会の取組みへの要望では、介護サービス、介護施設などの介護支援の充実が2位となっている。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 大項目3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成

### 【大項目の総評】 ★★ 不十分である

大項目3は、すべての人が性別にとらわれずに自分らしく生きることが出来ているかを人権の観点を中心に取り組んでいる分野についての項目である。

現行推進計画においては、性の多様性に関する中項目が新たに設けられた。この中項目については様々な事業や取組みが進められている。「LGBTへの配慮を意識している人の割合」が49.0%であるなど目標値(50%以上)に近い状況ではあるが、その他の調査項目の数値や事業の実施状況については前年との比較ができず、今回は評価しにくかった。この中項目の本格的な評価は来年度以降で改めて行いたい。

その他の目標値では、固定的な性別役割分担意識へ反対と思う人の割合が74.3%から79.5%へと有意に増えており、「性別にとらわれない」意識が着実に根付いてきていると思われ、評価できる。

一方、DVやセクシュアルハラスメントに関しては、事業は着実に進められているものの、目標値である被害経験率はほぼ横ばいのままであり目標値のゼロには程遠い状況である。加えて、DV及びセクシュアルハラスメントのなかのいくつかの相談件数も増加している。従って、提言でも触れたが、取り組んでいる各事業の連携を強化した体制への見直しが必要かと考える。加えて、中項目3-4の生涯を通じた包括的な健康支援の項目では、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が前回調査より低下し、50%を割っているなどこちらも個別事業は行われているものの目標値には程遠い状況にある。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

~~~~~  
R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】3-1 性差に関する意識の改革と理解促進

#### 指標の目標値

固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合 【90%以上】

#### 提言

- 固定的な性別役割分担意識の払拭や、メディアからの刷り込みを防ぐメディア・リテラシーの育成・向上に向けた啓発事業を引き続き充実させてほしい。【事業70・71】

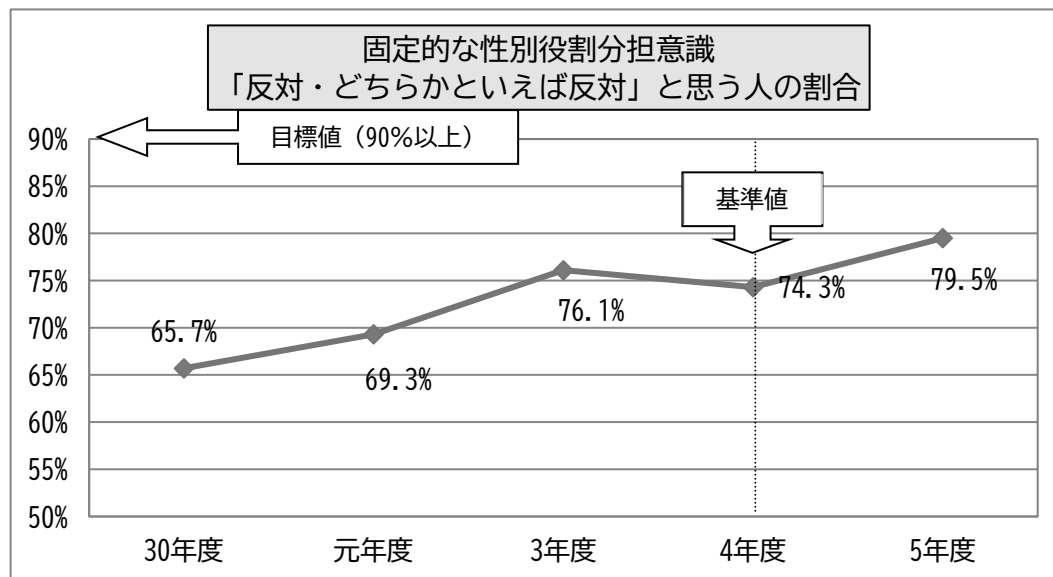
様々な啓発事業を継続して行ってきたことが固定的な性別役割分担意識の低下という成果につながっており、また、学校教育を中心にメディア・リテラシーを育む機会の提供もそれを支えてきたと思われる。現在の状況をもう一段目標値に近づけるため、様々な性別役割分担意識の解消に向けた啓発事業の充実やメディア・リテラシーを育むための教育機会や事業を引き続き行ってほしい。

#### 分析

＜着眼点①＞ 固定的な性別役割分担意識は改善したか

- ・ 固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が90%以上になったか *New*

＜分析①＞ 5年度の区民意識調査では固定的な性別役割分担意識に「反対」（47.5%）、「どちらかといえば反対」（32.0%）と回答した人の割合は79.5%となり、前年度以前から続く上昇傾向が継続している。目標値が前期計画の70%以上から現行計画は90%以上に引き上げられたため、目標値には到達していない。今回の調査では「反対」と回答した女性は5割を超える結果となった。



＜着眼点②＞ メディア・リテラシー向上への取組みは固定的な性別役割分担意識の改革や理解を促進したか *New*

＜分析②＞ 学校教育では情報モラル教育としてインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐめる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して教育の充実が図られており、その際、「男は仕事、女は家庭」といったような固定的な性別役割分担意識を解消することなどの男女平等・共同参画の視点も含め、適切に判断できるよう指導が行われている[事業70]。人権政策課では男女共同参画週間企画講座として「恋愛相談専門家がひもとく『恋愛』と『ジェンダー』」が実施され、17人が参加した[事業71]。

評価

★★★★

評価の理由

固定的な性別役割分担意識に反対の意識を持つ割合が令和4年から5ポイント以上増え、80%に近づいている。また、メディア・リテラシー向上への取組みは小中学校のカリキュラムや講座など着実に実行されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】3-2 配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

《★重点評価項目》

## 指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合 【ゼロ】

## 提言

- 「意識啓発」、「相談事業」、「自立支援」の連携を含め、総合的体制での取組みの継続と充実を図ってほしい。【事業74～78】

要因の特定は難しいがDVの相談件数は増加状況にある。一方、区民意識調査における「どこにも相談しなかった」は男女全体で56.3%であり、潜在的なDV発生はより多いものと推測される。この状況を改善する、すなわちDVを根絶に近づけ、DV被害にあった際の適切な対応を受けられるケースを増やし、状況によっては自立支援を受けられるようにするには、「DVにあっていて認識でき、自己規制をかけることなく相談でき、相談してからの対応に信頼が寄せられる」よう区民に幅広く認識してもらうことが重要である。このためにはDV対応についての総合的な対応体制が必要と考える。従って、現在も関係機関の連携が図られているが、一貫しての取組みを強化できるような体制づくりが必要と考える。

- デートDVに止まらない、教育現場でのDVに対する意識の向上機会の設置を望む。【事業72・73】

DVは犯罪であり、相談してもいいものであるとの認識は学校教育時期から培っていったこそ10年後、20年後にDV件数ゼロに近づくのではと思われる。現在「デートDV防止講座」は実施されているが、より広範囲なDVについて学ぶ機会を学校教育現場にて設けることを検討してほしい。

## 分析

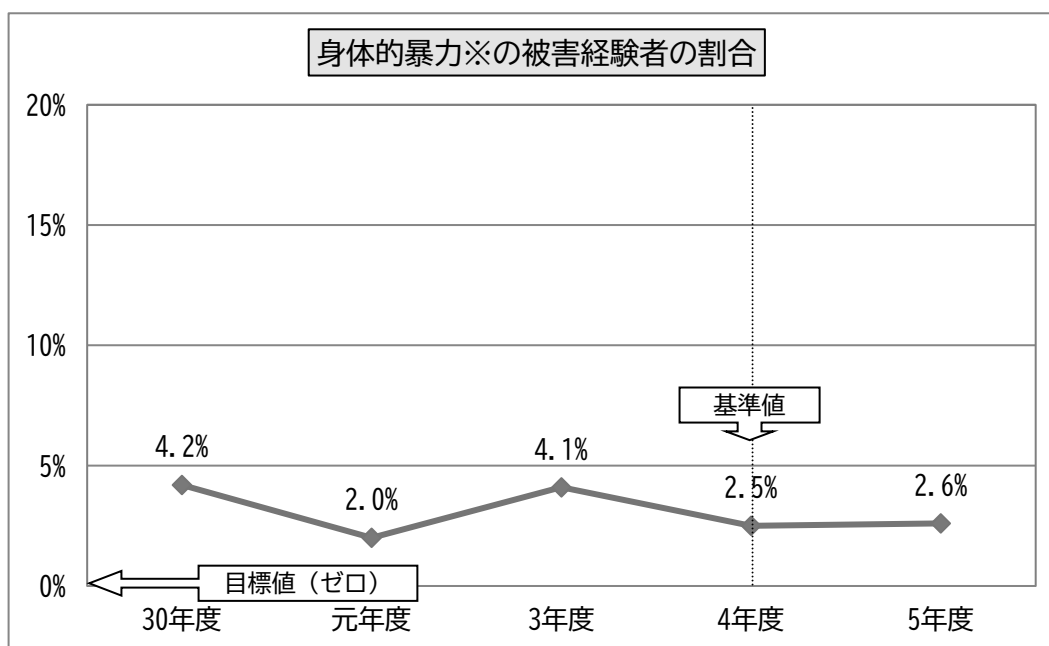
《着眼点①》 DVの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

《分析①》 総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性トイレに相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」の設置や女性への暴力防止パネル展の開催、男女平等・共同参画センター相談室ロビーへのDV防止啓発パネルの常設展示、女性への暴力防止講座「女性のための護身術」（実技あり）の開催を通じてDV等の未然防止や早期発見に向けた啓発が行われた【事業72】。区立中学校3年生全員に小冊子「ステキな関係をつくるために デートDVについて知っておこう」が配布され、デートDVについても啓発が行われた【事業73】。

《着眼点②》 DVの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

《分析②》 5年度の区民意識調査において、パートナーからの身体的暴力が「何度もあった」、「一、二度あった」と回答した人を合わせた割合は2.6%（前年2.5%）であり、前年度とほぼ同じ結果だった。過去5年間の状況を見ても被害経験者の割合に大きな変化はない。



※過去1年間にパートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から受けた身体的暴力

《着眼点③》 DV被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで充実したものとなり得ているか

《分析③》 DV被害者からの相談は関係各課による対応が行われており、区民の声課では法律相談等のPRがされており、人権政策課ではこころの悩みなんでも相談、法律相談、からだの相談、LGBT相談が実施されている。こころの悩みなんでも相談のうちDVに関連する相談件数は157件（前年171件）であり、前年度よりやや減少した。保健予防課ではDV等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードが配置され、健診や訪問等の日常業務において相談しやすい環境づくりに努めている。保健師によるDVに関する訪問、面接、電話は7件（前年21件）であり、前年度より件数が減少した。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら課題の解決に向けた支援が行われている。4年度のDV・虐待に関する相談件数は434件（前年331件）と前年度よりも増加した。生活福祉課では生計が困難な人や今後の生計に不安を感じている人等に関係機関と連携して生活保護相談が実施され、DVに関する相談は31件（前年7件）と前年度より件数が増加した。子ども家庭支援センターによる女性相談のうち、DVに関するものは50件（前年44件）あり、個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている事業74。DV被害者等の緊急一時保護事業を充実するために施設の整備が実施され、4年度の利用状況は4世帯で延べ124日（前年6世帯79日）だった事業76。

《着眼点④》 DV防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

《分析④》 東京都とは各種調査への協力や情報共有を通じて連携が図られている事業77。目黒区DV防止関係機関連絡会議を通じて区の各所管課と警察や社会福祉協議会、こころの悩み何でも相談の相談員等の関係機関と連携が図られており、4年度は書面開催で各関係所管課及び各関係機関がDV対応においてどのような取組みをしているかを共有し、連携が強化された事業78。

**評価**

★★

**評価の理由**

デートDV啓発に向けた小冊子の配布をはじめ、DVの未然防止や早期発見に向けた啓発事業は着実に進んでいる。関係機関、団体との連携も今までと同様に図られている。一方、身体的暴力の被害経験者の割合は昨年と同程度で目標値であるゼロに近づいていない。また、相談事業の周知が進んだ結果の可能性もあるものの、複数の相談事業におけるDV相談件数は増加状況にある。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）



## 【中項目】3-3 女性への暴力やハラスメントの根絶

## 指標の目標値

セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合 【ゼロ】

## 提言

- セクシュアルハラスメント被害をゼロにするための各種施策の継続実施を望む。【事業 81～83】

被害経験率ゼロになかなか近づかないものの、事業者への啓発や相談事業、学校における防止に向けた教育を続けることは重要である。職場における被害経験率が高いことから、事業者等に向けての啓発を中心とした各種事業の継続を望む。

## 分析

《着眼点①》 女性に対する暴力の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか *New*

《分析①》 総合庁舎及び男女平等・共同参画センターの女性用トイレに、相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」が設置され、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて総合庁舎西口ロビーで女性への暴力防止パネル展が実施された。パネル展ではJKビジネスやAV出演強要の問題とその相談機関についても取り上げて相談先が紹介された。女性への暴力防止講座「女性のための護身術」（実技あり）が実施され、護身術のプロに「日常生活での心構え」「犯罪者に遭遇した場合のエスケープ法」など現実的な護身術を実践と共に学ぶ機会が提供された（参加者19人）。民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」が開催され、3年度はオンライン開催のみだったが、4年度は全5回のうち3回は対面開催となり、参加者は138人（前年122人）だった【事業 79】。

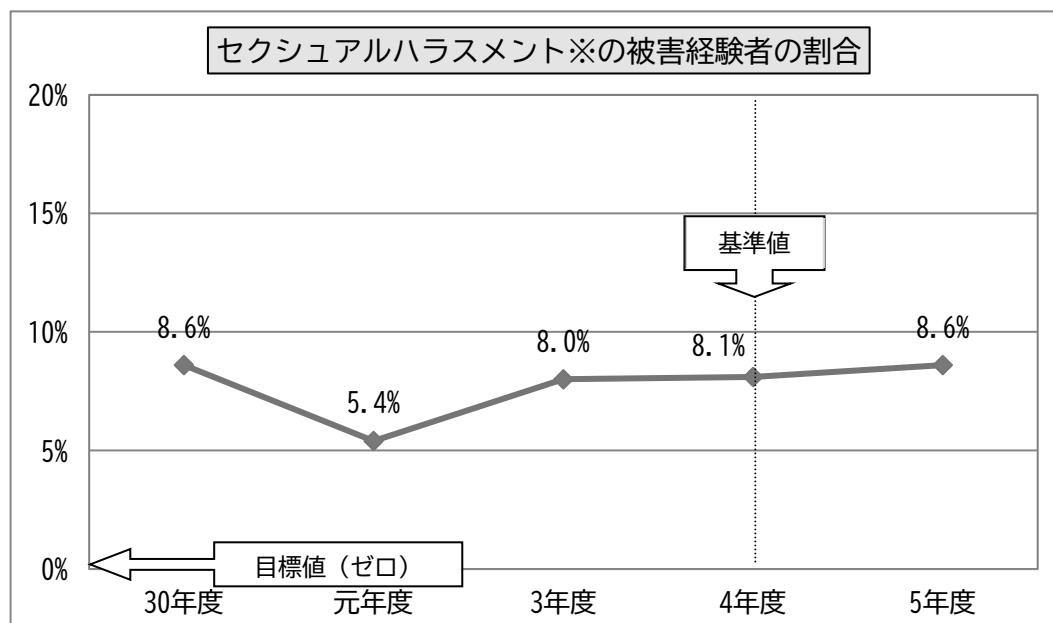
相談事業では、人権政策課のこころの悩みなんでも相談のうちDV以外の暴力についての相談件数は107件（前年61件）あり、前年度より増加した。人権政策課はこころの悩みなんでも相談の相談員との懇談会を開催して相談事業の充実を図っている。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けた支援が行われている。4年度のDV・虐待に関する相談件数は434件（前年331件）と前年度よりも増加した。高齢福祉課が地域包括支援センターなどと実施する権利擁護業務では暴力（虐待）に関する通報相談件数が76件（前年61件）あり、虐待と判断して対応した件数のうち配偶者からの虐待は9件（前年4件）あった。いずれも前年度より件数が増加している。子ども家庭支援センターによる女性相談は181件（前年129件）であり、そのうち夫等からの暴力被害に関するものは50件（前年44件）で個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている【事業 80】。

《着眼点②》 セクシュアルハラスメントの被害経験率は低下しているか

- ・セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近づいているか

《分析②》 5年度の区民意識調査においてこの1年間にセクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合は8.6%（前年8.1%）であり、前年度とほぼ同じ結果だった。過去5年間の状況を見てもほぼ横ばいの状況が続いている。女性のうち被害を受けたと回答した人の割合は13.0%（前年11.8%）だった一方、男性は3.0%（前年3.4%）であり、女性が被害を受けやすい状況は変わらない。なお、被害を受けた場所は全体の75.9%（前年77.9%）が「職場」と回答してお

り、圧倒的に多い。



※過去1年間に受けたセクシュアルハラスメント

《着眼点③》 セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか *New*

《分析③》 人権政策課は区内事業者にはラスメントなどの職場起こりやすい人権問題について啓発するリーフレット「企業と人権」を送付し、啓発を図った[事業 81]。女性への暴力防止講座や区立中学校3年生全員に配布されたデートDVについての小冊子の中でセクシュアルハラスメントについても取り上げられている[事業 82]。区民の声課ではセクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含めて早期の相談がしやすくなるよう法律相談等のPRがされており、個別の相談内容に応じて関係機関が紹介されている。こころの悩みなんでも相談のうちセクシュアルハラスメントに関連する相談件数は14件（前年9件）だった[事業 83]。区職員に対しては新任研修や各職層の昇任者を対象とした研修の中でセクシュアルハラスメントについての啓発が行われており、併せて区職員のハラスメントに関する苦情・相談員制度の周知が行われた[事業 84・85]。

## 評価

★★

### 評価の理由

「女性に対する暴力の防止に向けた啓発や相談事業」および「セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発や相談事業」について、啓発は継続して行われており、相談事業も相談のしやすさを考慮したPRもされている。一方、セクシュアルハラスメントの被害経験率は横ばいであり、目標値のゼロと隔たりのある状況が続いていることに加え、新型コロナウイルスの影響もあるため必ずしも状況の悪化が原因とは限らないものの、暴力およびセクシュアルハラスメント関連の相談件数は増加しており、取組みが成果に繋がっていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】3-4 生涯を通じた包括的な健康支援

## 指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合 【70%以上】

## 提言

- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉、考え方の啓発のための発信を、関連する事業全てで徹底的に行う数年間を設定して実行したらどうか。【事業 86～95】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉の認知や「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利」に関しても「知っていた」又は「尊重されていると考える」人の割合が低い状態が続いている。この状況を打開するには、今まで直接には「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉を表記・発信していなかった「生涯にわたる健康保持・増進支援」関連のそれぞれの事業においてもベースに「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方があることをしっかり共有するため、上記の言葉を目や耳にする機会を極力具体的に増やすよう関連部署と協調し、実行することを期待する。

## 分析

≪着眼点①≫ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

- ・児童・生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか

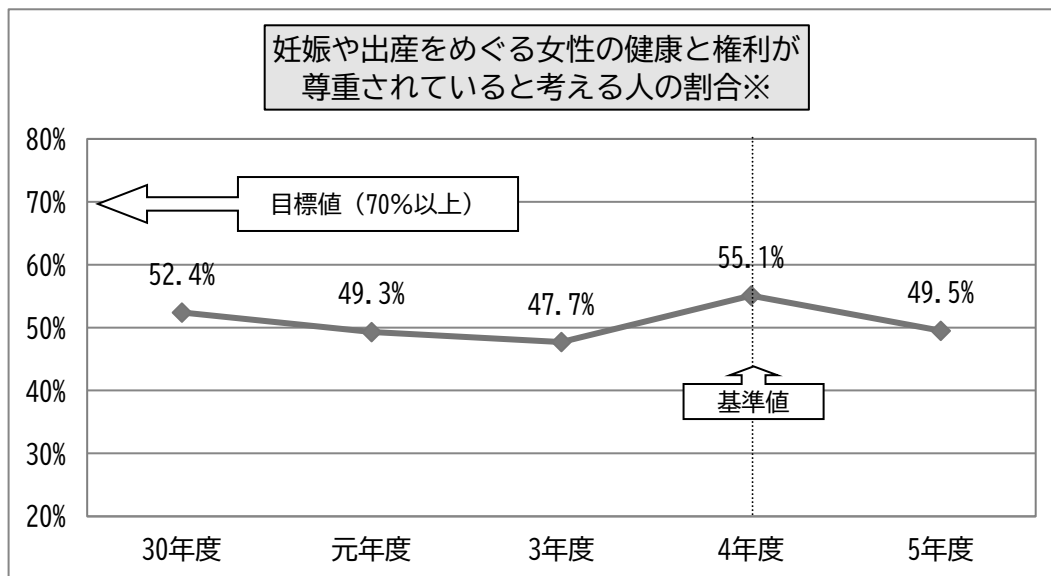
≪分析①≫ 「笑顔ではたらくための『心と体のケア』」をテーマに女性のための健康推進講座が開催された（参加者 12 人）[事業 86](#)。妊娠期から産後ケアまでの各種訪問指導等はリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を取り入れて実施されており、妊産婦訪問指導（延べ 990 人）、新生児訪問指導（延べ 940 人）、未熟児訪問指導（延べ 15 人）のいずれも前年度より利用者数が増加した[事業 87](#)。小・中学校では東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を参考に各学校が性教育に関する全体計画を作成し、教育課程に位置付けて主に小学校 3 年生以上の児童・生徒に指導が行われている。幼児・児童・生徒を性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないための「生命（いのち）の安全教育」については、人権教育推進委員会、生活指導主任会、人権教育研修等で実践や成果と課題について情報共有が行われた。また、5 年度から目黒区立学校・園でも「生命（いのち）の安全教育」を着実に実施していくために、「目黒区版生命（いのち）の安全教育の手引き」が作成された[事業 89](#)。

≪着眼点②≫ 妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか

- ・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 70%以上になったか *New*

≪分析②≫ 5 年度の区民意識調査ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉やその意味について知っていた人の割合は 13.9%（前年 10.9%）と依然として低い状況であり、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」や「ある程度尊重されている」と考える人の割合は 49.5%（55.1%）と再び 50%を下回った。また、「尊重されていない」、「あまり尊重されていない」と回答した人は女性が 46.5%、男性が 26.2%で認識に男女差があった。その理由としては、「子どもを産むか産まないかという判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから」（66.7%）や「男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから」（56.7%）と回答した人が

多かった。



※「十分に尊重されている」と「ある程度尊重されている」の回答者数を合算した割合

《着眼点③》 性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業の充実は図られているか

《分析③》 男女平等・共同参画センター資料室に女性のための医療に関する図書等が整備されており、女性の医療に関する図書は324冊が所蔵されている。資料室内の特集コーナーでは「女性の健康」が取り上げられた事業90。

産後ケア事業（訪問型）は保健予防課（延べ121人）と碑文谷保健センター（延べ207人）で実施され、合わせて延べ328人（前年185人）の利用があり前年度より利用者が増加した。妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ）は合わせて2,983人（前年1,885人）の利用があり、こちらも前年度より利用者が増加した事業92。子ども家庭支援センターでは病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦に分娩費用を支給する事業が実施されており、4年度の給付件数は2件（前年3件）だった事業93。人権政策課では性の悩み、生理、妊娠、不妊、婦人科系の病気、更年期障害など女性のかからだ全般に関することを対象とするからだの相談が実施されており、相談件数は98件（前年78件）と前年度より増加した事業95。

### 評価

★★★

### 評価の理由

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及に向けた啓発は継続して行われている。また、性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業の充実が図られている。一方、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合は前回調査より低下し、50%を割っている。実施事業は着実に進められているが、残念ながら成果に繋がっていない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが、未だ課題がある」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】3-5 性の多様性を尊重する意識の醸成とLGBT支援

## 指標の目標値

LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合 【50%以上】

## 提言

- 有効な事業の立案と実行に向け、アンケートなども含め効果把握を必ず行うとともに、他自治体との情報交換を活発に行ってほしい。【事業96~102】

指標の目標値である「性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合」や問題状況の程度を把握するうえで重要な「性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合」など、過去調査データがないことから正しい方向で事業が企画され、実行されているか手探りの状況かと思われる。従って、各種事業の実施においては目標とする方向に合致した内容になっているかどうかを対象者へのアンケートなどを通じて評価をしたうえで次年度企画につなげてほしい。また、他の自治体においても同様の状況と推察するので、情報交換を密にし、良い企画は柔軟に取り入れるなどして事業や施策を進化させていってほしい。

## 分析

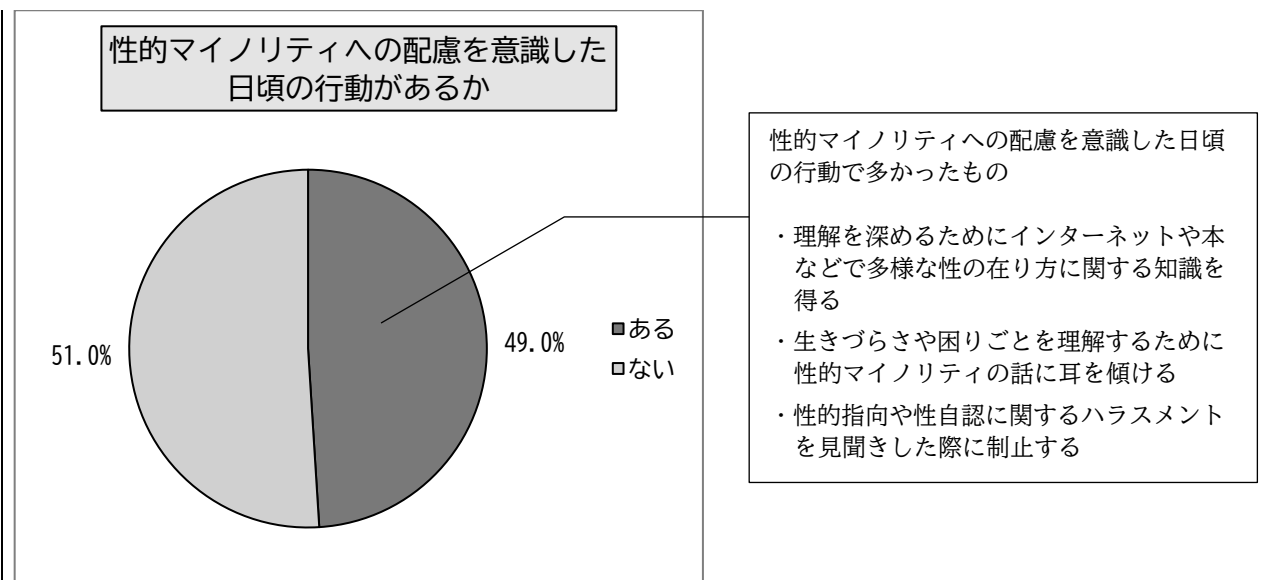
≪着眼点①≫ 多様な性の在り方についての理解促進が行われているか

- ・LGBTへの配慮を意識して行動している人の割合が50%以上になったか *New*

≪分析①≫ 区が策定した性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針は職員向けの内部指針だが、民間団体等が取組みを行う際の参考資料として活用できるように区のホームページで公開されている。男女共同参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネル展示が行われた。人権週間記念トークセッション2022&男女平等フォーラム2022では「LGBTって何だろう？ありのままに輝くとは」と題し、区が制作した動画の上映とミニトークなどが実施された（参加者31人）【事業96】。学校教育では、区立小・中学校において、人権教育全体計画や性教育全体計画が作成され、発達段階に応じた性の多様性の理解を図るための学習が系統的に実施された。全教員対象のeラーニングチェック研修では性自認や性的指向について取り上げられ、教育相談初級研修においては「性にかかわる多様な相談への対応に向けて」をテーマに教員研修が実施され、教職員の理解啓発が行われた。また、令和4・5年度目黒区人権教育推進校である菅刈小学校では、性の多様性について教員研修が実施され、全学級において年間を通じて性の多様性をテーマに授業実践が行われた【事業97】。区職員に対しては性の多様性に関する理解を促進するための研修がオンラインで実施され、103人が参加した【事業98】。

5年度の区民意識調査では性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は49.0%だった。推進計画ではLGBTへの配慮を意識して行動している人の割合を50%以上にする目標が設定されており、多様な性の在り方についての理解促進に向けた今後の取組みが求められる。

なお、区民意識調査におけるこの設問は今年度から取り入れたものであるため、前年との比較をすることはできない。



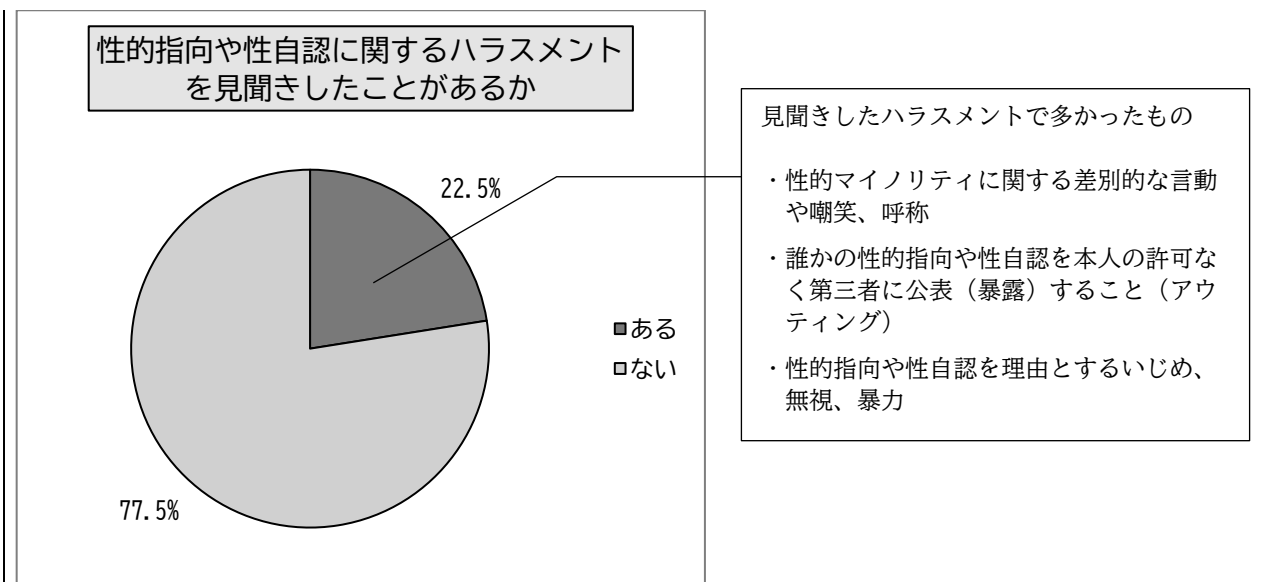
《着眼点②》 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みが行われているか *New*

《分析②》 指定管理者と締結する協定書の標準モデルである指定管理者標準協定書に性の多様性の尊重に関する条項が追加され、区の性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針に準じた取扱いをすることが規定された。人権政策課により推進計画における関連事業の実施に向けた関係各課との調整やサポートが行われた。性的指向及び性自認に関する様々な困難や不安についての相談に専門相談員が対応するLGBT相談は4年度から本格実施され、相談件数は55件（前年0件）だった[事業99]。同性カップル等が区営住宅へ入居できるよう入居要件が拡充された[事業100]。4年度に東京都のパートナーシップ宣誓制度が開始されたことに伴い、区職員の休暇等の規程見直しの検討が行われた[事業101]。学校では、目黒区立学校・園における対応マニュアルを基に共通理解を図り、児童・生徒の多様な性自認、性的指向に配慮した対応が行われている[事業102]。

《着眼点③》 性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合が減少しているか *New*

《分析③》 5年度の区民意識調査では性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合は22.5%だった。

なお、区民意識調査におけるこの設問は今年度から取り入れたものであるため、前年との比較をすることはできない。



**評価**

★★★

**評価の理由**

多様な性の在り方についての理解促進の点では、区での指針の策定と指針の民間への共有やイベントなどでの各種発信、学校教育や区の現場での研修などが始まっている。また、性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けては、各種規程やマニュアル等の見直しが行われるとともに相談事業も始まっているなど、取組みは進みつつある。一方、区民の意識の点では性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きした人の割合は22.5%となっていて、5人に一人以上がハラスメントに接していることになり、比較数値はないものの問題のある状況と言わざるを得ない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが、未だ課題がある」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（5年度）

## 大項目4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

### 【大項目の総評】 ★★★ ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

男女平等・共同参画及び性の多様性が尊重される社会の実現に向けての体制は維持され、推進の仕組みは機能している。

国、東京都、他自治体との情報交換が継続して行われ、連携も図られている。重点項目に指定されている「区民、事業者等との連携」においては、協働事業イベントにYouTube配信が加わり、内容も充実してきた。区民意識調査の効率的な実施の観点から、従来の郵送に加えオンライン回答を導入するという調査方法の改修が行われ、計画の進行管理については実施、評価、改善のサイクル推進に向けて効果的に機能する仕組みが維持されている。一方、区民への相談・啓発事業は着実に継続されているものの、区の男女平等・共同参画関連の施策と目黒区男女平等・共同参画センターの認知率に向上が見られず目標値との開きは改善されていない。

区の職員1人ひとりがそれぞれの立場で男女平等・共同参画と性の多様性の尊重に関する課題をしっかりと認識して、事業推進への意欲的な取組みを期待したい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

~~~~~  
R4年度からR8年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「New」と記載

### 【中項目】4-1 計画の推進体制の強化

#### 指標の目標値

区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合 【60%以下】

目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合 【20%以上】

#### 提言

- 区の男女平等・共同参画関連の施策についての認知向上のための取組み強化を望む。【事業103・106】

区が実施している男女平等・共同参画関連の施策を知らない人の割合がここ数年同水準レベルに停滞、あるいは拡大に転じていることについての検証と議論が必要ではないか。区民意識調査では34.3%が区は「男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するための啓発事業」に力を入れたらよいと回答しているものの施策をどれも知らないという人が70%を超える。区が課題を深刻に捉え注力して取組んでいることを効果的にアピールしてほしい。

- 推進計画に基づく一方向の事業提供のみならず、区民のニーズを探り利用者に寄り添った取組みの一層の工夫を期待する。【事業105・115】

男女平等・共同参画の推進施策や事業への認知と理解が進まない背景を考える上で、これらの事業内容が必要としている区民の要望を充たしたものであるのか見直してほしい。そのためにも必要としている区民の支援にどこまで役立っているのか検証する方法を模索してほしい。



○ 目黒区男女平等・共同参画センターの認知向上とその活動について理解促進への実効性のある施策を望む。【事業108】

男女平等・共同参画センターの新たな目黒区民センターへの移転を鑑み、その機能と運営について区民の声を聴きながら協議し、施設の意義と役割を再認識してもらうための機会としたい。

**分析**

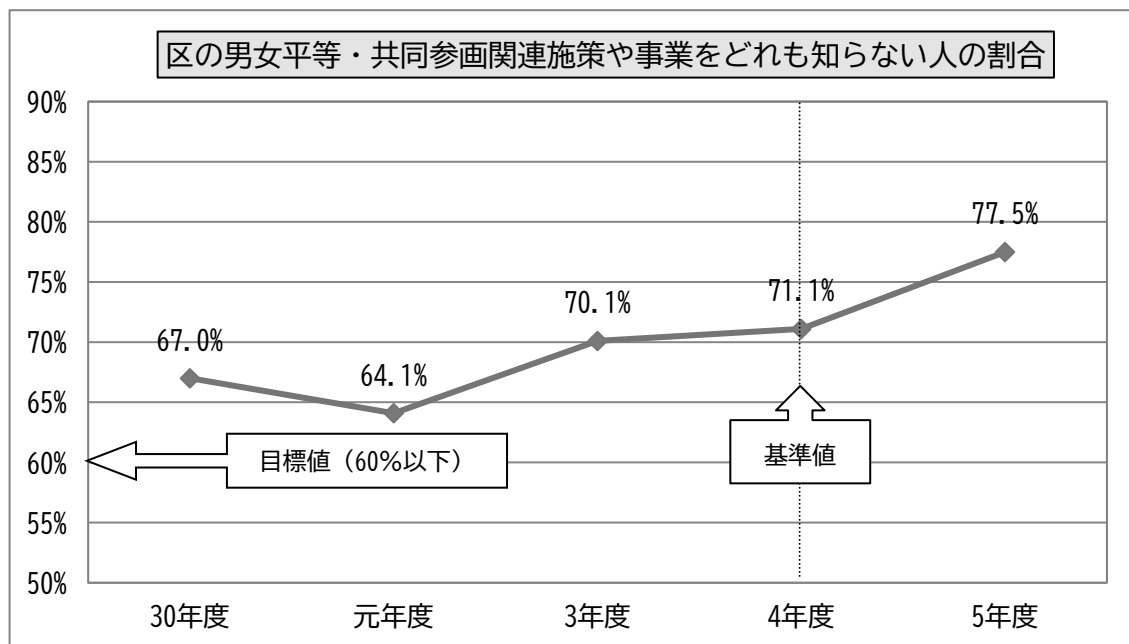
≪着眼点①≫ 区における全庁的な推進体制が効果的に機能しているか

≪分析①≫ 男女共同参画週間に合わせて目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行うパネル展示が実施された【事業103】。男女平等・共同参画審議会は5回開催され、事業評価小委員会が設置されて3回の小委員会開催と審議会での検討を経て区長に推進計画の進捗状況評価の答申を行った。さらに、4年度は5年度以降の進捗状況評価方法の検討も行い、評価方法検討小委員会と審議会での検討を経て5年度の進捗状況評価方法を決定した【事業105】。4年度は男女平等・共同参画オンブーズの相談と申出はいずれもなかったが、問い合わせが1件あった。オンブーズの周知は区報やホームページ等への掲載の他、パネル展示やチラシ配布などを通じて行われた【事業106】。

≪着眼点②≫ 区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか

- ・ 区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合は60%以下になったか
- ・ 条例、推進計画、審議会、オンブーズについて知っている人の割合が増えているか *New*

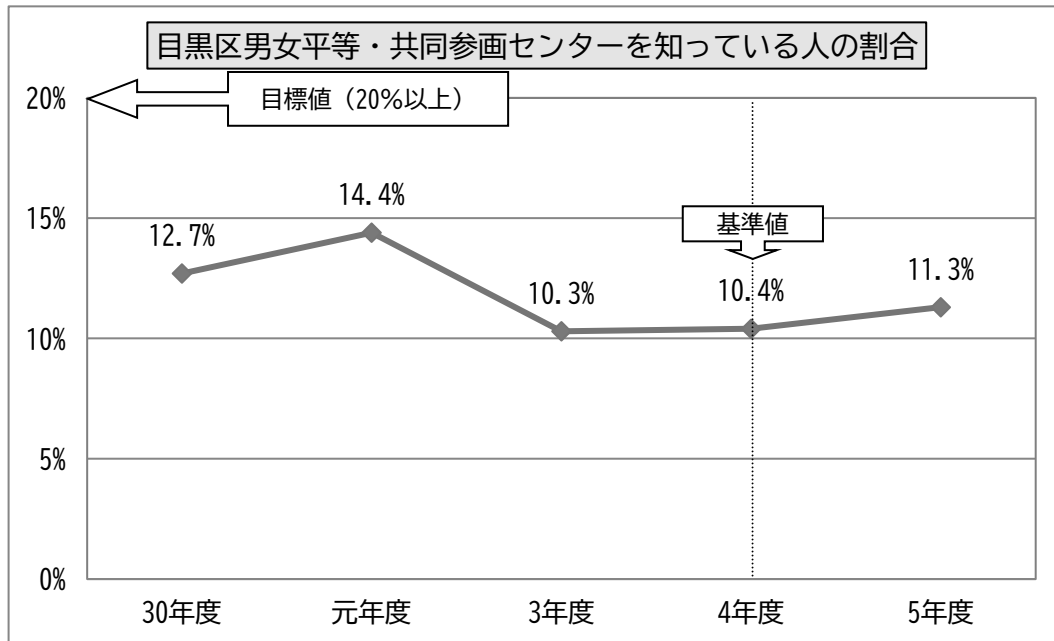
≪分析②≫ 区民意識調査で区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する施策や事業について知っているものを尋ねたところ、77.5%（前年71.1%）の人が知っている施策や事業がない状況だった。前年度の調査よりどれも知らない人の割合が更に上昇し、目標とする60%以下とは大きく乖離している。個々の施策や事業について見ると、条例（15.1%）、推進計画（13.3%）、審議会（10.1%）、オンブーズ（5.8%）を「知っていた」と回答した人の割合はいずれも前年度よりわずかに上昇した。



≪着眼点③≫ 男女平等・共同参画センターは、拠点施設として区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は20%以上になったか

《分析③》 5年度の区民意識調査で目黒区男女平等・共同参画センターを今回の調査以前から知っていた人の割合は11.3%（前年10.4%）であり、前年度とほぼ同じ水準だった。過去5年の推移を見ても上昇傾向にはなっていない。



男女平等・共同参画センター自体の周知はホームページやメールマガジン、情報誌「であいきらり」などで行われ、相談事業や資料室の運営、講座の実施、会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重を推進するための拠点施設としての機能が紹介されている事業108。資料室蔵書数は14,930冊であり4年度は66冊（前年128冊）が新規購入された。資料室来館者数は3,423人（前年2,572人）、登録者数は64人（前年44人）と前年度より増加したが、貸出者数は421人（前年519人）と減少した事業109。

男女平等・共同参画センターで実施する相談事業は引き続き実施され、相談件数はこころの悩みなんでも相談が3,011件（前年2,868件）、法律相談が46件（前年65件）、からだの相談が98件（前年78件）だった。3年度の途中に施行開始したLGBT相談は4年度から本格実施され、55件（前年0件）もの相談があった。各種相談事業はそれぞれの相談員と人権政策課の懇談会や目黒区法曹会と人権政策課の法律相談懇談会が行われるなど、相談員と行政の連携や事業を充実させるための取り組みが行われている事業110。

学習機会の提供は男女平等・共同参画センター講座を中心に実施され、4年度は単発講座が10講座（前年9講座）、連続講座が2講座（前年なし）開催され、延べ参加者数は241人（前年291人）だった事業111。人権政策課では区の各課等が講座等開催時に利用可能な一時保育者の登録をしており、登録者数は25人（前年35人）で保育付き講座等の実施回数は延べ102回（前年124回）といずれも前年度より減少した。また、4年度は保育者向けフォローアップ・意見交換会が開催された事業112。男女平等・共同参画センター会議室等の利用状況は会議室が311回（前年271回）、研修室が284回（前年410回）、保育室が80回（前年42回）となっている事業113。男女平等・共同参画センター登録団体には20団体（前年20団体）が登録しており、登録団体には施設の優先利用などの支援が行われている事業114。男女平等・共同参画センター運営委員会は人権政策課とともに男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」の記事取材や目黒区男女平等2022フォーラムの実施

に取り組んだ事業115。

《着眼点④》 男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び区の所管課は連携して成果をあげているか

《分析④》 4年度第1回男女平等・共同参画審議会ではオンブーズも出席し、審議会、オンブーズ、区（人権政策課）の三者による情報連絡会が実施され、それぞれの年次報告や今後の取組みなどについて共有がなされた事業107。

### 評価

★★

### 評価の理由

男女平等・共同参画関連の施策や男女平等・共同参画センターでの区民への支援、啓発事業は継続して行われ、一定数の利用者が見られる。一方、それらの施策や活動拠点を知らない人の割合がここ数年同水準レベルに停滞、あるいは拡大していることから、状況が改善され計画の推進体制が成果をあげているとは言い難い。

以前から「男女平等・共同参画センター」「男女平等・共同参画オンブーズ」をはじめとする施設や様々な施策への関心度・認知度向上に向けて抜本の見直しと強化が求められながら、推進すべき事業実績内容に改正や工夫がみられない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

### 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）

区民意識調査報告（4年度・5年度）

## 【中項目】4-2 計画の着実な進行管理

## 提言

- 計画の進捗状況の評価内容や提言を踏まえて必要に応じた事業の改善と確実な実施を望む。

## 【事業116・117】

区民意識調査の手法と進捗状況評価方法の見直しが行われ、計画の進行管理に向けた仕組みが再整備された。調査や事業報告が形式的なものとならないためにも、また今後の実施、評価、改善のサイクル機能強化のためにもより実態に沿った評価と効果的な事業改善につながる進行管理が望まれる。そのためにも事業に携わった区職員の方々には現在あまり活用されていない事業実績調査票「提言への対応」欄を効果的に活用して、評価と提言のためにより具体的な情報を提供してほしい。

## 分析

《着眼点①》 計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

《分析①》 男女平等・共同参画に関する区民意識調査は住民基本台帳から抽出した18歳以上の個人に対し郵送とオンラインで実施され、回答者数は946人（前年1,118人）で回答率は37.8%（前年44.7%）だった事業116。推進計画の事業の取組み状況を把握し、計画の進捗状況評価の基礎資料にするために事業実績調査が実施された。事業実績調査の実施に当たり、人権政策課からは可能な限り男女別の参加者数や相談件数などの具体的なデータを記載することなどが各課に依頼されている事業117。

《着眼点②》 男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

《分析②》 計画の進捗状況の評価が区長から男女平等・共同参画審議会に諮問され、3回の審議会と3回の小委員会が開催されて審議会が答申書を作成し、区長に答申した。答申書では推進計画の中項目別に改善点などを記載した提言を記載し、評価とともに審議会としての意見を盛り込んだ事業118。

《着眼点③》 年次報告書が作成され、公表されたか

《分析③》 男女平等・共同参画審議会答申、男女平等・共同参画に関する事業実績報告、男女平等・共同参画に関する区民意識調査報告を取りまとめた年次報告書が400部作成され、公表された。年次報告は区報やホームページで周知を図るとともに、各所管課、関係団体、22区・26市に送付された事業119。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

計画推進に向けての評価を含めた進捗管理は滞りなく行われている。区民意識調査の手法について、現状を鑑みて効率的な実施の観点からオンラインでの実施を導入するという改善が行われた。また、4年度は防災やLGBT等の新たな中項目が加わるとともに5年度から実施する進捗状況評価方法の見直しが行われ、現行推進計画の項目に合わせて分析の着眼点が設けられるなど、より現在の社会状況を踏まえた評価を行うための取組みが推進されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

## 【中項目】4-3 区民、事業者等との連携

## 《★重点評価項目》

## 提言

- 啓発的かつ魅力的な協働事業の提供を継続することでさらに多くの参加者を得て、幅広い層において男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の意識が向上することを期待したい。【事業121・122】

今回の事業はYouTube視聴者を加算すれば多くの参加者を得たといえるが、今後、イベント会場にも多数の人に足を運んでもらうための集客の施策について検討してほしい。また、協働事業を一層成果あるものとするために、多様な分野で活躍する区民やより幅広い分野の事業者等を巻き込んだ協働事業を企画してはどうだろうか。将来的には他の自治体などと連携することで、取り組みの規模が広がり動員層が拡大する可能性があると思われる。

## 分析

《着眼点①》 区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析①》 男女平等・共同参画センター運営委員会と人権政策課が協働して目黒区男女平等フォーラム2022が実施された。午前中は企画イベントとして絵本読み聞かせと絵本紹介、オンブーズ特別相談会が実施された。午後は講座「LGBTって何だろう？ありのまま輝くとは」が実施され、講座の内容を収録した動画がYouTubeで公開された（参加者31人、YouTube視聴回数897回（令和5年9月1日時点））【事業121】。

《着眼点②》 事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

《分析②》 ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座「ものづくりの現場から始める女性活躍」が実施された（参加者22人）。講座では女性活躍やダイバーシティ推進に積極的に取り組む区内の企業や大学の事例が紹介され、講座の内容を収録した動画がYouTubeで公開された（視聴回数1,057回（令和5年6月20日時点））【事業122】。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

「目黒区男女平等フォーラム2022」「ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座」ともに企画テーマがタイムリーで魅力があり、内容の伴ったよいイベントであった。女性採用ゼロから若い女性の受け入れを開始したことで、5年間で女性社員割合が2割から5割に増加、顧客層と売上が拡大し、令和3年度「東京都女性活躍推進大賞」を受賞した区内企業の経営者や、東京工業大学ダイバーシティ推進室・マネジメント教授の話を直接聞くことのできる貴重な機会が提供された。また人権週間記念トークセッションのLGBTの方々の対談は、どの層にもわかりやすく性の多様性尊重への理解を促進するイベントであった。両事業はYouTubeでも公開され、多くの視聴者を得てより幅広い層にメッセージを発信することに成功した。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

**使用したデータ**

事業実績報告（3年度・4年度）

## 【中項目】4-4 国、東京都、他自治体との連携

## 提言

- 今後も国、東京都、他の自治体との連携を強化し目黒区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に役立ててほしい。【事業123・124】

国、東京都、他の自治体が様々な取組みを行っている中、積極的に情報提供と情報交換を行って目黒区の活動の推進や改善に反映してほしい。また、区職員全員が男女平等・共同参画の見地を持ち業務推進に携われるよう、女性版骨太の方針説明会や苦情処理研修等の参加から得られた情報やノウハウを効果的に区役所内の各部署で共有する体制を確保してほしい。

## 分析

《着眼点①》 国や東京都と施策の連携や情報交換などを行っているか

《分析①》 国や東京都との連携は各種調査や取組みに協力し、相互に情報提供や情報交換が実施されている。主なものとして、地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国）、女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況の報告等（国）、区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）などがある。また、国や東京都主催の研修・説明会・事業に参加し、情報収集が行われている。4年度は女性版骨太の方針2022説明会や男女共同参画に関する基礎研修及び苦情処理研修などに参加した事業123。

《着眼点②》 他の自治体と情報交換等の連携はとれているか

《分析②》 特別区女性政策主管課長会を通じて各区の施策の取組み状況や課題について情報交換が行われた他、各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況が共有され、現在の取組みや検討していることなどについての情報交換が行われている。男女平等・共同参画センターの施設や事業を案内するポスターの掲示、啓発グッズや施設案内リーフレット、企画講座チラシなどを使用した情報発信も行われている事業124。

## 評価

★★★★

## 評価の理由

国や東京都との連携、情報交換は継続して行われている。また、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する他の自治体との連携や情報共有が継続して図られている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

## 使用したデータ

事業実績報告（3年度・4年度）



目黒区男女平等・共同参画審議会会長 宛て

区 長

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を  
推進する計画の進捗状況の評価について（諮問）

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第14条第2項の規定に基づき、令和5年9月末までに意見を求めます。

以 上

資料2 検討の経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容 等
令和5年6月8日	第1回 男女平等・共同参画審議会	諮問 審議会運営について 情報連絡会等
令和5年7月26日	第1回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和5年8月7日	第2回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和5年8月18日	第3回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和5年9月5日	第2回 男女平等・共同参画審議会	答申案の検討
令和5年9月22日	第3回 男女平等・共同参画審議会	答申内容の決定
令和5年9月29日	区長に答申書を提出	

資料3 ■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

	氏名	肩書・選出団体等	備考
学識経験者	いわた たくろう 岩田 拓朗	弁護士	
	かみお まちこ 神尾 真知子	元日本大学法学部教授（日本大学大学院 法学研究科講師）	会長 小委員会委員
	こいで まこと 小出 誠	一般社団法人 デジタル広告品質認証機 構事務局長	副会長 小委員会委員長
	こばやし ふさこ 小林 富佐子	社会保険労務士	
	たなか ひろみ 田中 洋美	明治大学情報コミュニケーション学部准 教授	
	やくし みか 薬師 実芳	認定NPO法人 ReBit 代表理事	
区内関係団体等	いたい じゅん 板井 淳	目黒区立中学校PTA連合会	R5.5～
	かたぶち しげはる 片渕 茂治	公益社団法人 目黒法人会	
	くぼ すずこ 久保 鈴子	目黒区男女平等条例を推進する会	小委員会副委員長
	さいとう ますみ 齊藤 眞澄	目黒女性団体連絡会	
	むらた かずひさ 村田 一久	目黒区立小学校PTA連合会	R5.5～
公募区民	いけだ たつひこ 池田 達彦	公募区民	
	かわごえ 川越 あゆみ	公募区民	
	ひらばやし みえこ 平林 美枝子	公募区民	小委員会委員
	ほしば すすむ 干場 進	公募区民	

